

平成 22 年 9 月 21 日

御質問者各位

夕張市建設課
上下水道グループ

入札説明書等に関する質問への第 1 回回答(その 3)について

夕張市上水道第 8 期拡張計画に係る PFI 事業については、平成 22 年 8 月 30 日付けで入札説明書等を公表し、これらへの質問(第 1 回)を受け付け、9 月 8 日で締め切ったところです。

第 1 回回答(その 1)は 9 月 15 日、第 1 回回答(その 2)は 9 月 21 日にそれぞれ公表しましたが、本日、第 1 回回答(その 3)を公表します。第 1 回質問に対する回答はこれで全てです。

第 1 回回答(その 1～3)等を反映した入札説明書等の訂正版については、9 月 24 日に公表できるよう努めているところです。

また、質問(第 2 回)の受付は、9 月 22 日から 28 日までとし、第 2 回回答は 9 月 30 日を予定していますが、回答作成の進捗状況等により前後する場合があります。

なお、参加表明書等の受付日は 10 月 5 日を予定しています。

以上

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
353	基本協定書(案)	1	株式の譲渡	第4条							本条文中に規定されていないことから、構成員以外の株主（『出資者誓約書兼保証書』第5項の規定に基づき『誓約書』を提出した株主を除きます。）が保有する株式は、甲の承諾が無くとも株式の処分（本条ただし書き以降を含みます。）が認められるとの理解でよろしいでしょうか。	構成員以外の株主はおりません。 第3条2(1)を削除します。
354	基本協定書(案)	1	甲及び乙の義務	第2条	2						事業契約締結のための協議が規定されていますが、質問回答の取り扱いについての様なお考えかお示しください。また資料の優先順位も重ねてお示しください	質問の意図が判然としません。 再度質問願います。
355	基本協定書(案)	1	甲及び乙の義務	第2条	2						「甲の意見及び要望事項」は、「入札説明書等、提案書及びヒアリングでの説明」を逸脱するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
356	基本協定書(案)	1	甲及び乙の義務	第2条	2						「事業契約書に反映」とありますが、甲乙間での協議の結果によれば事業契約書（案）の変更も有り得ると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
357	基本協定書(案)	1	事業者の設立	第3条	1	(2)					事業者の所在地は、夕張市内とすることとありますが、第1回質問回答No. 78で、施設の貸与契約後にS P Cの登記が可能との回答をいただきましたが、当該貸与契約の締結時期をご教示いただけませんか。	基本協定の締結時とします。
358	基本協定書(案)	1	事業者の設立	第3条	2	(1)					各構成員の議決割合の合計が、事業者の総株主の議決権の2分の1を超えることとありますが、入札説明書の13ページ第5章2(2)には、落札者以外からの出資は認めないとあります。どちらが正しいか、ご教示いただけませんか。	回答353のとおり。
359	基本協定書(案)	1	事業者の設立	第3条	1						事業者の設立とは、特別目的会社と理解すれば宜しいでしょうか、お示しください。また、本基本協定締結後1ヶ月以内に設立が求められています。ヒアリングが1月で優先交渉権者の発表が1月若しくは2月としますと、2月若しくは3月に特別目的会社の設立となります。その後の事業契約締結協議を本件の特異性と困難性から非常に困難と言わざるを得ません。ヒアリングの日程の組み替えや削除なりで日程の組み換えを期待します。	前段：事業契約書（案）別紙1 45に示すとおり。 後段：入札説明書のとおり。
360	基本協定書(案)	1	事業者の設立	3条	2	(1)					各構成員の議決権割合の合計が2分の1を超えれば足りる旨規定されていますが、これは構成員以外の者の出資を認めるという趣旨でしょうか。入札説明書には、「落札者以外からの出資は認めない。」と記載されています（入札説明書13頁第5章2(2)）。	回答353のとおり。
361	基本協定書(案)	1	事業者の設立	3条	2	(2)					代表企業の議決権保有割合は唯一最大でなければならないとありますが、それにとどまらず、代表企業の株式保有割合は常時50%超でなければならない旨の入札説明書の記載（入札説明書13頁第5章2(2)）が優先されるとの理解でよいでしょうか。それとも無議決権株式の発行が許されるという趣旨でしょうか。	回答353のとおり。
362	基本協定書(案)	1	事業者の設立	第3条	1						「次の各号の条件に従って事業者を設立」とありますが、記載事項以外については乙に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
363	基本協定書 (案) 別紙出資 者誓約書兼保証 書	1	スキームについて		2	(3)					構成員以外の者の出資について規定されているように読めますが、入札説明書には落札者以外からの出資は認めない旨規定されています（入札説明書13頁第5章2(2)）。入札説明書の記載が優先されるとの理解でよいでしょうか。	回答353のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
364	基本協定書(案)	1	事業者の設立	第3条	2	(2)					代表企業の議決割合が、事業者の総株主中唯一最大となるようにすることとありますが、入札説明書の13ページ第5章2(2)には、代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとするとのあります。どちらが正しいか、ご教示いただけませんかでしょうか。	入札説明書が正です。 基本協定書(案)を訂正します。
365	基本協定書(案)	1		第2条	1						「じ事業者」は「事業者」の誤植と考慮よろしいでしょうか。	誤植です。訂正します。
366	基本協定書(案)	2	事業契約	第5条	1						事業契約の締結時期について、『入札説明書』第4章1(1)入札スケジュールと平仄を合わせるよう御願ひ致します。	入札説明書の入札スケジュールは「予定」と訂正します。
367	基本協定書(案)	2	事業契約不調の場合の処理	6条	1項						入札説明書に定める入札保証金とありますが、入札説明書には入札保証金は免除すると規定されています。ただし書きは削除でしょうか。	入札説明書の記述を正とします。 ただし書きは削除します。
368	基本協定書(案)	2	入札保証金	第6条							『～ただし、平成23年3月31日までに事業者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、入札説明書に定める入札保証金は甲に帰属する。』とありますが、入札説明書には入札保証金は免除すると記載されております。入札保証金は免除との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
369	基本協定書(案)	2	事業契約不調の場合の処理	第6条							～入札説明書に定める入札保証金は甲に帰属するとありますが、入札説明書の7ページ第3章6には、入札保証金は免除するとあります。どちらが正しいか、ご教示いただけませんかでしょうか。	回答367のとおり。
370	基本協定書(案)	3	事業契約不調の場合の処理	第6条							入札説明書において、入札保証金は免除となっていましたので、本条をどのように理解すべきかご教示下さい。	回答367のとおり。
371	基本協定書(案)	3	準拠法及び裁判管轄	第9条							専属管轄裁判所について、基本協定書(案)においては「甲の所在地を管轄する裁判所」とされていますが、事業契約書(案)第5条第9項(P.2)においては「札幌地方裁判所」と明記されています。これらを使い分けていることに関して、何か特別な意図があるのでしょうか。	「甲の所在地を管轄する裁判所」を正とします。 事業契約書(案)を訂正します。
372	基本協定書(案)	4	秘密保持	第7条							秘密保持に関する有効期限の規定がありません。期限の定めについて、ご教示いただけませんか。また、本基本協定書(案)についても、有効期限の定めがありませんので、当該期限についても、併せてご教示いただけませんかでしょうか。	今後検討します。
373	基本協定書(案)	5	出資者誓約書兼保証書		3						「資料の写しを速やかに市へ提出」とありますが、担保権設定契約及び融資契約の締結後「速やかに」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
374	事業契約書(案)	1	事業者	第1条							乙である事業者とは、基本協定書(案)第1条に規定された「乙が設立する本事業の遂行者」と同じという理解でよろしいですか。	ご理解のとおり。
375	事業契約書(案)	2	共通事項	第5条	10						ただし甲が書面によることを不要と認めた場合にはこの限りでないとなりますが、不要と認めた事実については、どのように通知(書面によるか否かなど)されるのかご教示いただけませんか。また、一方的に不要と判断されるものではないという理解でよろしいでしょうか。	不要と認めた事実については書面により通知します。ただし事前に確認を行うもので、一方的に判断するものではありません。
376	事業契約書(案)	3	規定の適用	第2章	第11条	2					公示された資料群について、「記載内容に矛盾又は相違がある場合は、本契約、業務要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び実施方針の順に優先して適用」とありますが、質問回答集における記事が何よりも優先されると考えてよろしいでしょうか。	優先順位は事業契約書(案)に示すとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
377	事業契約書(案)	3	規定の適用関係	第11条	2						入札説明書等(別紙1の定義85)に含まれる書類(基本協定書等)について優先関係が不明確なので、より詳細に優先順位を御教示願います。	回答376のとおり。
378	事業契約書(案)	3	契約保証金	第2章	第10条						冒頭で施設整備費及びこれにかかる支払利息の100分の10としていますが、後段で、保証保険で代替する場合の規定としては、施設整備費の100分の10としていますので利息分は除くものと考えてよいですか。	利息分を含みます。 本項目の記載を修正します。
379	事業契約書(案)	3	遅延利息	第9条							遅延利息は政府契約の支払遅延防止等とのことですが、本法の条項には具体的な利率は、銀行の一般貸付率を下回ってはならないとの規定です。具体的な利率を提示してください	平成22年2月24日財務省告示第60号によります。
380	事業契約書(案)	3	履行保証	第10条							維持管理期間の契約保証金の詳細についてご教示下さい。設計工事期間は維持管理期間と重複しますが、重複期間の額はどのようになるのでしょうか。また「設計工事期間中」とは、平成27年3月までの「設計・建設期間」のことでしょうか。それとも場外施設も含めた全ての施設の建設が終わるまでを指すのでしょうか。	前段：契約保証金は施設整備費が対象です。 後段：平成26年度までを建設期間とご理解ください。
381	事業契約書(案)	3	履行保証	10条	1項	1					契約保証金の納付又はそれに代わる保険の付保を「事業契約締結と同時に」とありますが、「同時に」は時間的に厳しい条件と思料致します。PFIの他案件同様「事業契約締結後速やかに」等時限の条件を緩和いただけます様ご検討下さい。	事業契約書(案) のとおり。
382	事業契約書(案)	3	履行保証	第10条							入札説明書では、契約保証金として、SPCは1年間の事業契約金額の10%を納付すると記載されています。履行保証保険を施設整備に付保することを求めています。SPCの保証金の納付と履行保証保険の納付を同時期に納付する必然性について、ご教示願います	回答381のとおり。
383	事業契約書(案)	3	履行保証	第10条		(1)					「事業契約の締結と同時に・・・履行保証保険契約を自ら締結し」とありますが、実務上、事業契約の締結と同時に履行保証保険の締結を行うことは不可能であるため、「事業契約の締結と同時に」を削除して戴きたく御願ひ致します。	回答381のとおり。
384	事業契約書(案)	4	業務受託企業の使用等	第13条	2						乙が契約締結予定日の14日前までに甲に対して書面により通知した場合には、甲は合理的な理由無くこれを拒絶しないとの理解でよろしいでしょうか。また「甲の事前の書面による承諾」は、乙の通知から当該契約締結予定日までに行われると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
385	事業契約書(案)	4	業務受託企業の使用等	第13条	3						「第三者」とは、具体的にどのようなものを指すのでしょうか。	「第三者」の部分を削除します。
386	事業契約書(案)	4	業務受託企業の使用等	第13条	2						委託・請負に係る契約締結予定日の14日前までに当該契約書案の提示が求められておりますが、本件は事業契約が3月下旬に締結され、4月1日から維持管理が開始する事業スケジュールとなっており、実際的には本規定の対応が困難であると思料されます。実際の対応としては事業開始時のスケジュールを鑑み猶予期間の設定などがおこなわれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
387	事業契約書(案)	4	業務受託企業の要件	第13条							代表企業、構成員、協力会社以外の者に業務の一部を委託または請け負わせることは可能でしょうか。	不可とします。
388	事業契約書(案)	4	再委託	第14条	2、3						本工事又は維持管理業務の「主たる部分」の範囲を具体的にご教示ください。	業務要求水準書第1編2.(5)①に示す施設のうち、(カ)附帯施設を除く施設を想定します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
389	事業契約書(案)	4	責任の負担	第12条	2						当該条項は、明らかに甲又は乙以外の第三者に帰責事由がある場合には適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
390	事業契約書(案)	4	業務受託企業の使用	第2章	第13条 1						乙は、本事業対象業務の全部又は一部を業務受託企業に委託し、又は請け負わせることができますとありますが、事業契約書(案)別紙1定義の19「協力会社」にも委託し、又は請け負わせることができると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。ただし、第三者委託を除きます。
391	事業契約書(案)	5	乙の資金調達	第15条	3						国庫補助金の支給が確定した場合であっても、実際に事業者へ支払いがなされるまでは、貴市の支払い義務は存続しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
392	事業契約書(案)	5	乙の資金調達	第15条	1						また、以降に本件に関する乙の資金調達はすべて乙の責任において行うとありますが、乙が行う資金調達は資金繰りとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
393	事業契約書(案)	5	乙の資金調達	第15条	3						「相互に協力」とありますが、乙は甲が行う補助金申請業務の支援を、甲の指示により実施する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
394	事業契約書(案)	5	乙の資金調達	第15条	4						「甲は、乙に対して支払うべきサービスの対価から、得られるべき『交付金』金額の10%に相当する金額を減額する。」とありますが、『交付金』とは本条項前段に記載の『国庫補助金』のことを指しているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
395	事業契約書(案)	5	乙の資金調達	第15条	4						「乙の責めに帰すべき事由」の立証責任は甲にある、との理解でよろしいでしょうか。また、「10%に相当する金額の減額」について、減額の具体手続き及び手順を御教示願います。	前段：ご理解のとおり。 後段：減額の手続は、施設整備費の10%相当額を建設一時払金及び整備割賦金から減額することを考えております。
396	事業契約書(案)	5	乙の資金調達	第15条	4						平成22年8月9日付けで公表された『PFI実施方針に関する質問の回答書』のNO. 91では、国庫補助金が受けられない場合でも、事象者に支払われる対価への影響ないと考えて宜しいでしょうかとの質問に対して「ご理解のとおりです」とのご回答でした。実施方針(変更版)及び実施方針に関する質問回答の公表から1ヶ月足らずの間に、貴市の方針が大きく変更されたものと拝察致しますが、貴市が本事業に期する目的を提案に反映するために、当該変更に至った理由と新たな条件設定についてのお考えをお示し願います。	本項目は乙の責めに帰す場合の規程です。
397	事業契約書(案)	5	乙の資金調達等	第2章	第15条 第1項						貴市が公表したH22.8.20付「夕張市上水道第8期拡張事業 事業計画書」12Pでは、「プロジェクトファイナンスでの資金調達が最も望ましいと考えられる。」とされていますが、円滑な資金調達を優先させるため、プロジェクトファイナンス以外の資金調達手法を選択することは、直ちに入札の失格要件とはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
398	事業契約書(案)	5	乙の資金調達等	第2章	第15条 第3項						「国庫補助金の支給の『確定』」とは、何を以って『確定』されますでしょうか。具体的にご教示願います。	交付予定年度の前年に提出する国庫補助要望書に対する補助金内示があった時点となります。
399	事業契約書(案)	5	乙の資金調達等	第2章	第15条 第3項						「乙が負担する施設整備費及び…」は、「乙に対して甲が負担する施設整備費及び…」の誤りではないでしょうか。	誤りではありません。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
400	事業契約書(案)	5	乙の資金調達等	第2章	第15条	第3項					「…当該国庫補助金相当額につき甲は乙に対する施設整備の支払義務を免れるものとする。」とはどのような趣旨でしょうか。補助金の支給確定後は、市が補助金を原資とする建設一時払金の支払に責任を負わないという趣旨であれば、事業者側の資金調達に重大な影響を与えると考えます。	国庫補助金相当額について、別途の資金調達等を行わないという意味です。
401	事業契約書(案)	5	乙の資金調達等	第2章	第15条	第4項					「国庫補助金が交付されない」事態には、予定されていた国庫補助金が減額される事態も含まれますでしょうか。その場合は、国庫補助金減額額の10%がサービス対価より減額されるという理解でよろしいでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：減額する10%のベースは国庫補助金ではありません。
402	事業契約書(案)	5	乙の資金調達等	第2章	第15条	第4項					乙が提案し、甲の承認を受けて施工した施設の仕様に誤りがあり、国庫補助金が不交付または減額となった場合は、乙の帰責事由とはならないという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、個別の協議となります。
403	事業契約書(案)	5	乙の資金調達等	第2章	第15条	第4項					「乙の責めに帰すべき事由」とは、補助金申請にかかる書類作成への非協力、故意または重過失による虚偽表示等、事業者の故意または重過失に起因する事由に限定される理解でよろしいでしょうか。また、本来、市の責任で行われるべき補助金申請に関し、事業者の軽過失を理由として過大なペナルティが課せられることについては、事業者側の資金調達に重大な影響を与えると考えます。	甲乙の協議によります。
404	事業契約書(案)	5	乙の資金調達等	第15条	4						～乙の責めに帰すべき事由により～10%に相当する金額を減額するとありますが、ここで言う「乙の責めに帰すべき事由」とはどのような事由を指すのか、具体的にご教示いただけませんか。(金融機関の融資可否の判断に重要な要件となりますので、詳細にご教示いただけると幸いです。)	回答403のとおり。
405	事業契約書(案)	5	乙の資金調達等	15条	4項						国庫補助金の申請は甲の業務であり、乙はその申請に係る業務の補助者と理解します。 上記を踏まえ補助業務とその債務不履行に係る賠償額(交付金金額の10%)を比較すると、両者の均衡が合理的でなく、乙の負担が過大であると考えます。	交付金金額とは補助金額をいいます。
406	事業契約書(案)	5	国庫補助金	第15条	3						「当該国庫補助金相当額につき甲は乙に対する施設整備の支払義務を免れる」とありますが、別紙5の1(2)2、3)に規定する建設一時払金と整備割賦払金は、国庫補助金の有無にかかわらず、その全額が甲から乙に支払われると考えてよろしいですか。	ご理解のとおり。
407	事業契約書(案)	05	国庫補助金	第15条	3						本事業の実施に関して、国庫補助金の支給を受けるように相互協力することですが、本件の補助金を受けるのはSPCとの理解でしょうか、それとも貴市でしょうか。仮に貴市となった場合、民間企業が補助金の交付や申請に対して何等、コントロールできる領域では有りません。再検討ください	国庫補助金の支給を受けるのは本市ですが、補助金申請にかかる書類作成等への協力を願うものです。
408	事業契約書(案)	05	国庫補助金	第15条	4						乙の責め帰すべき事由により、国庫補助金が交付されない場合は、どのような状況を乙が行った場合に、そのような減額が起こるのでしょうか、コントロールできない事業者にそのような負担を課し履行する場合は、合理的で論理的な説明が書面で市殿が説明した場合と理解しますが、如何でしょうかお示しください	回答403のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
409	事業契約書(案)	5	国庫補助金の交付	第2章	第15条	3					国庫補助金を受ける場合、その金額が確定する時期と入金される時期をご教示ください。	回答398のとおり。
410	事業契約書(案)	5	国庫補助金の交付	第2章	第15条	4					「乙の責めに帰すべき事由」とは例えばどのようなことでしょうか。	回答403のとおり。
411	事業契約書(案)	5	国庫補助金の想定額	第15条	4						「乙の責めに帰すべき事由」とは、具体的にどの様な事由を想定されていますでしょうか。また、得られるべき交付金金額の想定値(特定事業の選定時の値)をご教示下さい。	前段：回答403のとおり。 後段：補助対象額の算定後、決定されます。
412	事業契約書(案)	5	国庫補助の内容	第15条	3						国庫補助金の支給を受けることができる補助事業名、補助事業内容、補助対象範囲、想定している補助事業費(特定事業の選定時の値)をご教示下さい。	回答263のとおり。
413	事業契約書(案)	5	財務書類の提出	第2章	第16条	1					甲は計算書類及び事業報告を公開することができるとありますが、誰に公開することを想定されていますでしょうか。	市民等を想定しております。
414	事業契約書(案)	5	財務書類の提出	16条	3項						末尾に、「ただし、甲は合理的な理由無くして承諾を留保しない。」の一文を追加することをご検討下さい。	原文のとおりとします。
415	事業契約書(案)	05	設計・工事期間の保険	第17条	1						「別紙2に規定された種類及び内容の各保険」とは、事業者の提案に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
416	事業契約書(案)	5	補助金不交付時の減額	第2章	第15条	4					「～サービス対価から、得られるべき交付金金額の10%に相当する金額を減額する。」とありますが、これはサービス対価の施設整備費が当該金額分減額されるとの理解でよろしいでしょうか。	回答394及び401のとおり。
417	事業契約書(案)	5	乙の資金調達等	15条	3項						入札説明書等説明会において建設費の1/3相当額を国庫補助金で充当するとのことでしたが、「建設費」の範囲は、事業契約書(案)別紙5 施設の設計及び建設に関する業務の(ア)～(サ)の項目のうちどれに該当するのでしょうか。資金調達額に影響しますので、具体的な範囲をご教示下さい。また、国庫補助金の申請から支給確定、事業者への支払までの具体的なスケジュールをご教示ください。	回答263のとおり。また、参考資料を提示します。
418	事業契約書(案)	5	乙の資金調達等	15条	3項						入札説明書等説明会において建設費の2/3相当額を起債で充当するとのことでしたが、起債される時期についてご教示下さい。	時期は417の参考資料を参照ください。
419	事業契約書(案)	5	財務書類の提出	16条	1項						括弧書きに、「但し、設立第1期を除く」を追加することをご検討下さい。設立第1期は実質1ヶ月程度であり、この間の資産、負債の動きは限られておりますので、除外規定をお願いします。	原文のとおりとします。
420	事業契約書(案)	6	維持管理期間の保険	第18条	1						「各保険」とは、具体的にどの様な保険を想定されていますでしょうか。現在の保険の内容と、特定事業の選定の際に費用として想定した保険をご教示下さい。	回答415のとおり。
421	事業契約書(案)	6	維持管理期間の保険	第18条	1						「当該別紙に定められた措置」とは、具体的にどの様な措置を記述することを想定されていますでしょうか。	措置の部分を削除します。
422	事業契約書(案)	6	維持管理期間の保険	第18条	1						「別紙2に規定された種類及び内容の各保険」とは、事業者の提案に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	回答415のとおり。
423	事業契約書(案)	6	乙の協力	第2章	第20条	1					甲の許認可取得又は届出等に対し、乙は協力するとありますが、浄水場施設の現況報告、データ提供を指すものと理解してよろしいでしょうか。	それらを含め、許認可取得、届出等に必要となる事項を言います。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
424	事業契約書(案)	6	許認可	第2章	第20条	1					「本契約に基づく～一切の許認可は、乙の責任及び費用負担により取得、維持する」とありますが、具体的にどのような許認可を想定されていますか。	一例として回答212に示します。
425	事業契約書(案)	6	許認可の取得等	第20条	1						ただし書きで「乙の協力」が規定されていますが、同様に、乙が許認可の取得又は届出若しくは報告をする場合に、甲の協力が得られると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
426	事業契約書(案)	6	租税	第19条							「租税のすべて」とは、消費税等以外に、具体的にどのような税を想定されていますでしょうか。	法人税等を想定します。
427	事業契約書(案)	6	公租公課の負	第2章	第19条 1						乙は、本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税のすべてを負担するとありますが、本事業はBTOのため、固定資産税、都市計画税、不動産取得税は免除される(非課税)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
428	事業契約書(案)	7	第三者に対する損害	第23条	1						乙が損害を賠償するものとして新設対象施設の劣化が含まれていますが、維持管理業務を適切におこなったうえでの経年劣化までは含まれず、業務不履行により生じた劣化のみが含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
429	事業契約書(案)	7	第三者に対する損害	第23条	1						公共工事標準請負契約約款第28条第2項では、「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない」と規定されています。本事業においても、「甲がその損害を負担」として戴けないでしょうか。また、「乙の負担」としている理由について合理的な説明を御願ひ致します。	原文のとおりとします。
430	事業契約書(案)	7	台風及び風水害	第2章 別紙4	第22条 第1項	3, 4					別紙4第1項に、“不可抗力”の定義としてカッコ書き「(経験ある管理者及び乙の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由)」とあります。風水害による施設損害、機能停止、給水不能の状況は上記下線部と同義と捉えることができますので、第22条第4項の再考をお願いいたします。	第4項を削除します。
431	事業契約書(案)	7	台風及び風水害	第2章 別紙4	第22条 第1項	3, 4 (1)					次4項に「台風及び風水害により生じる追加費用及び損害については、乙がこれを負担する」とありますが、別紙4「不可抗力による費用負担」において“不可抗力”の定義として、洪水、内水氾濫、土石流、豪雪、なだれ、異常降雨等と示されています。乙が負担すべき「台風及び風水害」リスクのうち水害は除外と理解してよろしいでしょうか。	回答430のとおり。
432	事業契約書(案)	7	台風及び風水害	第2章	第22条	4					台風及び風水害については、事業者では予測できない自然現象なので「不可抗力」であるという認識でおりますが、本項及び実施方針の質問回答No.122により事業者側のリスクとなっております。この質問回答No.122においては「旭町浄水場創設以来、最大規模のもの」を基準としていますが、当時の現象、被害、水質、水量等をご教示ください。	回答430のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
433	事業契約書(案)	7	不可抗力	第22条	1						「不可抗力により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったとき」とあります。今回の事業に含まれる既存施設の維持管理は、予見の困難な突発的修繕の発生するリスクが大きく、不可抗力に該当するケースが生じることも考えられます。その場合、義務の履行は続行できるものの、増加費用の負担を協議したいというケースも考えられますので、下線部の追加をお願いできないでしょうか。 「不可抗力により本契約に基づく義務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき又は過分の増加費用が発生することが明らかになったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければなりません。本契約に基づく義務の全部若しくは一部の履行ができなくなった旨の通知を行った場合において、その通知を行った者は」	ご意見として承ります。
434	事業契約書(案)	7	不可抗力	第22条	4						台風や風水害により生じる追加費用及び損害額は乙がこれを負担することですが、コントロールできない自然現象を事業者に負担させる事について疑問です。取水施設が事業者の範囲である場合においても、過去20年間で想定できない台風や風水害が除くとすべきが双務契約と理解しています。ご検討ください	回答430のとおり。
435	事業契約書(案)	7	不可抗力による措置	第22条	4						台風及び風水害により生じる追加費用や損害について事業者のみが負担するというのはリスクが過大なため、当該事象についても不可抗力の整理としていただくか、甲乙の協議事項としていただけませんか。	回答430のとおり。
436	事業契約書(案)	7	不可抗力による措置	第22条	7						台風及び風水害により生じる追加費用及び損害額については、乙がこれを負担するものとするがありますが、これは事業者にとって過度なリスク負担であると思慮いたします。乙負担とされた理由について、詳細にご教示いただけませんか。(本件への参加可否の意思決定に重要な要件となりますので、詳細にご教示いただけると幸いです。)	回答430のとおり。
437	事業契約書(案)	7	不可抗力による措置	第2章	第22条	4					台風及び風水害は、別紙4に掲げられる不可抗力の定義(異常降雨)に該当すると考えられますが、いかがでしょうか。	回答430のとおり。
438	事業契約書(案)	7	不可抗力による措置	22条	4						実施方針に関する質問に対する回答No.122によれば、旭町浄水場創設以来最大規模までの台風及び風水害のリスクは事業者側が負担とのことですが、それを超える台風及び風水害は不可抗力としてリスク分担されるものと理解しております。本規定は、同回答に従い修正していただけたらとの理解でよいでしょうか。	回答430のとおり。
439	事業契約書(案)	7	不可抗力による措置	第22条	4						「台風及び風水害」は不可抗力ではない、との趣旨でしょうか。その場合、別紙4の1項(不可抗力の定義)と平仄を合わせるよう御願い致します。	回答430のとおり。
440	事業契約書(案)	7	不可抗力による措置	第22条	4						「台風及び風水害」の定義を明確に御教示願います。	回答430のとおり。
441	事業契約書(案)	7	不可抗力による措置	第2章	第22条	4					(変更) 第3項本文の規定にかかわらず、台風及び風水害により生じる追加費用及び損害額については、乙がこれを負担するものとする。とありますが 台風及び風水害は乙の制御の及ばない天災であり、追加費用、損害額についても過大になる可能性もあり、不可抗力として取り扱っていただきたくお願いいたします。	回答430のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
442	事業契約書(案)	7	第三者に対する損害	第2章	第23条 1						本事業対象業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、乙がその損害を賠償するとありますが、通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等の責任は本事業の実施を決定した市にあるものと理解できるため、市がその損害を賠償するのが合理的ではないでしょうか。	回答429のとおり。
443	事業契約書(案)	7	不可抗力による措置	第2章	第22条 3						ただし、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、甲は乙と協議の上、第86条に基づき本契約を解除し、第95条又は第98条に規定する措置をとることができるものとするのとありますが、第95条第3項又は98条第3項に規定する措置と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
444	事業契約書(案)	7	不可抗力による措置	第2章	第22条 4						台風及び風水害により生じる追加費用及び損害額については、乙がこれを負担するものとするのとありますが、台風及び風水害の被害のうち経験ある管理者及び乙の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような被害は、事業契約書案別紙4の1「不可抗力の定義」に該当するものです。したがって、本項の規定は削除いただきたく、お願いいたします。	回答430のとおり。
445	事業契約書(案)	7	不可抗力による措置	第2章	第22条 4						「台風及び風水害」については、いかなる規模のものでも、乙の負担ということでしょうか。	回答430のとおり。
446	事業契約書(案)	8	事業工程表	第24条	1						「入札説明書及び事業者提案に基づき・・・事業工程表を作成」とありますが、入札説明書の中で、「事業工程表」について規定している項目及び事業工程表について記載する提案書の様式を御教示願います。	様式は任意とします。
447	事業契約書(案)	8	事業工程表	第24条	1						事業工程表を甲に提出後、甲の確認に要する日数を御提示願います。また、特別に不合理な内容でなければ、甲は乙の提出した事業工程表を了承する、との理解でよろしいでしょうか。	前段：速やかに確認します。 後段：ご理解のとおり。
448	事業契約書(案)	8	第三者に対する損害	第2章	第23条 1						(変更) 本事業対象業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、乙がその損害を賠償するとありますが 乙として制御可能な騒音、振動、臭気であれば全力を尽くして排除いたしますが、通常避けることができないというものには対処のしようがなく、これらは事業に固有のものとして甲の負担としていただきたくお願いいたします。	回答429のとおり。
449	事業契約書(案)	9	第三者の知的財産権等の侵害	第2章	第27条 2						(変更) 当該侵害に起因して甲に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、甲に対して補償及賠償し、又は甲が指示する必要な措置を行う。とありますが 間接に生じた全ての損失、損害とは膨大な範囲に及ぶ可能性もあり、事業者単独で対応しかねる事態も想定されます、”間接”は削除いただきたくお願いいたします。	回答429のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
450	事業契約書(案)	9	著作権	第26条	3	(4)					新設対象施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現する事を規定することは、小学生の社会見学会での行動も拘束されますので、項目の削除を検討ください	回答429のとおり。
451	事業契約書(案)	9	用地の使用等	第28条	1						無償使用可能用地の定義には甲の所有する事業場所の土地とありますが、清水沢国有地も該当するという理解でよろしいでしょうか。	許可権者と協議願います。
452	事業契約書 (案)	10	乙の総括代理人	第31条	1						乙は、総括代理人を置かなければならないとありますが、①設置開始の時期、②常駐の要否、③専任の要否、④他の業務との兼務の可否について、それぞれご教示いただけませんか。	①契約後速やかに ②常駐は問わない ③専任は要しない ④可とする
453	事業契約書(案)	10	監視員	第30条	1						甲は監視員を置いたとき14日以内に乙に通知します。14日間は不法侵入者か市の裁量人か不明な状態で、乙の管理下で作業が行われている状況で、その方が重大事故を起こしたとしても侵入者とした対応となります。非現実的な状況を踏まえ事前通知として頂きたい	監視員の定義を確認ください。
454	事業契約書(案)	12	事前調査業務	35条	4						「事業者側管理範囲」の定義についてご説明ください。	本業務において乙が管理しなければならない水道施設を言います。
455	事業契約書(案)	12	事前調査業務	35条	4						本事業敷地内で発見された撤去可能な埋没物の撤去費用を全額事業者側が負うように読めますが、実施方針に関する質問に対する回答No. 134に従い修正していただけるでしょうか。	事業契約後の設計期間中に開示した情報以外の埋設物については市の負担とします。
456	事業契約書(案)	12	事前調査業務	第35条	3						「入札説明書等で規定されていなかったこと・・・事実と異なっていたことが判明した場合には、その旨を直ちに甲に通知」とありますが、乙が甲に通知した後は、甲の負担により適切な措置がなされるものと理解してよろしいでしょうか。また甲の措置の有無に関らず、本項に起因するリスクは貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	負担については甲乙の協議とします。
457	事業契約書(案)	12	事前調査業務	第35条	3						「入札説明書等で規定されていなかったこと」及び「入札説明書等で規定されていた事項が事実と異なっていたこと」は、本条第6項の「甲の責めに帰すべき事由」と同義であると考えてよろしいでしょうか。	回答456のとおり。
458	事業契約書(案)	12	埋蔵文化財	第36条							事業範囲内で、現在までに行われた埋蔵文化財調査及びその結果をご教示下さい。	现阶段で埋蔵文化財はありません。
459	事業契約書(案)	12	埋蔵文化財に関する費用負担	第3章 第1節 第36条		2					(質問) 埋蔵文化財の再調査に伴う本事業の遂行遅延により生じる追加費用については甲が負担するものとし、甲は乙と協議の上、引渡日を変更できるものとする。ただし、引渡日は、平成27年3月31日を超えないものとする。とありますが、当初の引渡日が平成27年3月31日であり変更にはなっていないと思いますが。	平成27年3月31日までに引き渡し日を設定することが困難な場合は、市と事業者が協議の上、引き渡し日を変更できるものとし、引き渡し日の変更に伴う追加費用については、合理的な範囲で市が負担するものとする。本回答を踏まえ、第36条第2項を修正します。
460	事業契約書(案)	12	埋蔵文化財の調査	第36条							埋蔵文化財の調査に関しては、業務要求水準書に該当する項目がないものと見受けられますので、業務要求水準書との平仄を合わせて載せますようお願い致します。	埋蔵文化財調査も事前調査業務の一環として実施していただきます。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内 容	回 答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
461	事業契約書(案)	12	埋蔵文化財の調査	第36条	1						第35条6項には「甲が実施した・・・測量及び調査」との記載が有りますが、第36条(埋蔵文化財)については、貴市は一切の調査を行うお考えがないのでしょうか。かかる場合に、本条項で「埋蔵文化財の調査費用は・・・乙の負担」とすることは著しく片務的であると思料致します。埋蔵文化財の調査について、公平なリスク分担の観点をご踏まえ、貴市のお考えをお示し願います。	ご理解のとおりです。回答459も参照ください。
462	事業契約書(案)	12	事前調査業務	第3章 第1節 第35条	4						「事業者側管理範囲の地中埋設物に起因して発生する増加費用は、乙がこれを負担するものとする。」とありますが、以前の地中埋設物調査実施報告資料はありますか。	ありません。
463	事業契約書(案)	12	事前調査業務	第3章 第1節	第35条 4						地中埋設物とは、実施方針資料2リスク分担保表 No.39にある上下水道管路等の地中埋設物を示すものでしょうか。それら埋設物は市から予め示されるものであり、市から示された事項が事実と異なっていた場合には増加費用の負担は市との協議事項と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
464	事業契約書(案)	12	事前調査業務	第3章 第1節	第35条 5						土壌汚染の処置費用を含むが、乙が土壌調査に要した費用を除くとありますが、ここでの土壌調査に要した費用とは事前調査業務で規定されている範囲であり、判明した土壌汚染の処置のための汚染地図作成等に必要調査の費用は土壌汚染の処置費用に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	汚染地図作成等に必要調査の費用は土壌調査費用に含まれます。
465	事業契約書(案)	12	埋蔵文化財に関する費用負担	第3章 第1節 第36条	1						「埋蔵文化財の調査費用は、事業者側管理範囲のすべての調査について乙の負担とし、」とありますが、以前の埋蔵文化財調査実施報告資料はありますか。	回答458のとおり。
466	事業契約書(案)	12	埋蔵文化財に関する費用負担	第3章 第1節 第36条	2						「甲は乙と協議の上、引渡日を変更できるものとする。ただし、引渡日は、平成27年3月31日を超えないものとする。」とありますが引渡日の変更になっていないのではないのでしょうか。	回答459のとおり。
467	事業契約書(案)	12	埋蔵文化財に関する費用負担	第3章 第1節	第36条 1						埋蔵文化財の調査費用は、事業者側管理範囲のすべての調査について乙の負担とありますが、実施方針資料2リスク分担保表 No.40には市のリスクとされています。お考えを教示いただきたくお願いいたします。	463の内容に準じます。
468	事業契約書(案)	13	基本設計及び実施設計の完了	第39条	1, 2						「甲は設計書の内容が～適合しないと認めるときは、乙の費用負担において～、乙はこれに従う」とございますが、甲が一方的に認めるのではなく、甲がその可能性を認めるものについて乙と協議し、その後正式に認められたものについて乙は対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
469	事業契約書(案)	13	基本設計書及び実施設計書の内容確認	第39条	1、2						貴市の確認期間(設計書を受領してから結果を通知するまで)が30日間となっておりますが、最大で60日間の確認期間であり事業者の円滑な業務遂行の妨げとなります。確認期間の短縮を検討できないでしょうか。	速やかに対応しますので、原文のとおりとします。
470	事業契約書(案)	13	基本設計書及び実施設計書の内容確認	第39条	1、2						甲の確認の結果により乙が修正する場合、修正が完了したときは改めて甲が確認するとの理解でよろしいでしょうか。当該再確認期間(甲が、修正された設計書を受領してから確認の通知をするまでの期間)は、どのようにお考えでしょうか。	回答469のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
471	事業契約書(案)	13	対価内訳	第40条	1、2						施設整備費、支払利息、維持管理費の内訳を設計業務が全部完了した時点で乙が提出する事を求めています。提案金額を乙が提出するまでが乙の義務であって、設計業務が完了した時点での内訳は貴市の範囲と理解しています。補助申請はこの業務ではない以上、乙が踏み込める内容ではないと理解しています。	「施設整備費」、「支払い利息」及び「維持管理費」の内訳は、設計業務全部の完了後に契約金額の内訳を明確化させ、引き渡し日の30日前に確定させるものであり、別紙6によるサービス対価の変更が行われる場合を除き、契約金額の変更を行うものではありません。
472	事業契約書(案)	13	対価内訳の提出	第40条							対価の内訳は入札時にお示しするものと思料しますが、本規定に基づき提出する意図をご教示願います。	入札時の提案について、詳細設計の内訳を求めるものです。
473	事業契約書(案)	14	業務要求水準書又は設計図書等の変更	第41条	1、2、3						本条に従えば、甲が業務要求水準書等の変更が必要と認めさえすれば、最終的には(協議開始の日から60日後には)甲の一方的な要求に乙が従わなければならない建付けとなっており、極めて片務的内容であると思料致します。事業契約書(案)第2条にも規定のとおり、甲乙双方が対等な関係であることがPFI事業成否の大きなポイントであると認識しておりますが、第2条に照らし本条の規定について貴市のお考えを御教示願います。	文面を再検討します。
474	事業契約書(案)	14	業務要求水準書又は設計図書等の変更に伴う増加費用	第42条	2						増加費用の「合理的な範囲」について、具体的に御教示願います。	文面を再検討します。
475	事業契約書(案)	14	業務要求水準書又は設計図書等の変更に伴う増加費用	第42条	3						「協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知」とありますが、その場合の増加費用の負担は第2項に従うとの理解でよろしいでしょうか。	文面を再検討します。
476	事業契約書(案)	14	業務要求水準書又は設計図書等の変更に伴う増加費用の負担	第42条	3						協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には甲が定める旨でございますが、30日では協議期間が短いと思われまして90日以上の設定に変更をお願いできますでしょうか。	原文のとおりとします。
477	事業契約書(案)	15	近隣対策等	第46条	3						「前項に定められる以外の事由・・・乙が負担」とありますが、第2項(甲の帰責事由に基づく甲の費用負担)と同様に、乙の費用負担は乙に帰責事由が有る場合として戴けないでしょうか。実施方針資料2(リスク分担表)では、住民対応リスクのうち「事業者が行う業務(調査、工事、維持管理等)に対する住民反対運動等」が事業者の負担となっておりますが、事業者の負担範囲が広がったことについて詳細な説明を御願ひ致します。	原文のとおりとします。
478	事業契約書(案)	15	近隣対策等	第3章 第3節 第46条	3						(変更) 前項に定める以外の事由に関する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用については、乙が負担するものとする。とありますが本事業は市との合意による事業契約に基づき遂行される公共事業であり近隣住民等の要望活動・訴訟に関しては事業主である市の対応としていただきたくお願いいたします。	回答477のとおり。
479	事業契約書(案)	15	近隣対策等	第46条	3						「前項に定める以外の事由に関する～乙が負担する。」とありますが、第2項に定める以外にも甲の帰責により当該増加費用が生じた場合は、甲がご負担いただくという理解でよろしいでしょうか。	第三項には甲の帰責による増加費用は想定しておりません。
480	事業契約書(案)	15	甲による説明要求	第43条	1						閉庁日を含む7日以内の回答を求められていますが、年末・年始などを鑑みると7日以内は短いと思われまして。14日以内に変更をお願いできますでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
481	事業契約書 (案)	15	甲による説明要求	第43条	1						「当該質問を受領した日を含めて7日（閉庁日を含む。）以内に、甲に対して回答を行わなければならない」とありますが、閉庁日であっても、甲は乙の回答に応じると理解してよろしいでしょうか。（他の条項における同様の規定についても同様。）	ご理解のとおり。
482	事業契約書(案)	16	工期の変更の場合 の費用負担	第49条		(1)					「施設整備費を増額」とありますが、別紙1（定義）では「施設整備費」には支払利息は含まない、とされています。増額された施設整備費は全て建設一時払金で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。（増額分が整備割賦払金で支払われる場合には、当然に金利も増額される必要が有ります。）	ご理解のとおり。
483	事業契約書(案)	16	工事中の中止	第47条	2	(1)					「施設整備費を増額」とありますが、別紙1（定義）では「施設整備費」には支払利息は含まない、とされています。増額された施設整備費は全て建設一時払金で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。（増額分が整備割賦払金で支払われる場合には、当然に金利も増額される必要が有ります。）	ご理解のとおり。
484	事業契約書(案)	16	甲による説明及び 工事現場立会い等	第50条	1						閉庁日を含む7日以内の回答を求められていますが、年末・年始などを鑑みると7日以内は短いと思われます。14日以内に変更をお願いできますでしょうか。	原文のとおりとします。
485	事業契約書(案)	17	乙の原始的に帰属	第53条	2						乙は、建設企業との間で締結する建設請負契約において、建設企業が建設する新設対象施設の所有権登記は貴市が行い表題登記においても乙は何等行わないとの理解で宜しいでしょうか	登記名義は市とし、これに要する事務手続き手数料は乙が負担するものとします。
486	事業契約書(案)	17	環境汚染物質	第52条							ただし、入札説明書等において既に開示されていた環境汚染物質の～乙がこれを負担するとありますが、入札説明書等のどこに開示されているのか、具体的にご教示いただけませんか。	開示するものはありません。
487	事業契約書(案)	17	環境汚染物質	第52条							・「ただし、入札説明書等において既に開示されていた環境汚染物質の処理又は処分等」とありますが、具体的な環境汚染物質及び規模をご教示ください。	回答486のとおり。
488	事業契約書(案)	17	環境汚染物質	第3章 第3節	第52条						入札説明書等において既に開示されていた環境汚染物質の処理又は処分等に関して乙に発生する増加費用は、乙がこれを負担するとありますが、質問回答表No.138回答に記載のように、事前調査で把握している情報を市が予め提示し、これを超えるものは市で負担との理解でよろしいでしょうか。その場合は条文の修正をお願いいたします。	ご理解のとおりですが、条文は変更しません。
489	事業契約書(案)	17	建設業務	第53条	5						「各工事、各工事分野、各工事種目を分離して工事分担する場合」とは、どのような意味でしょうか。御教示願います。 【意味不明瞭なため質問作成しましたが、どなたかお分かりになれば（又は一般的な内容であれば）削除して下さい。】	原文のとおりご理解願います。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
490	事業契約書(案)	17	建設業務	第3章	第4節 第53条	3					(質問) 乙は、第39条第3項の規定に従って設計図書等を甲に対して提出し、必要な手続きを終了するまでは、第一段階新設工事に着手しないものとする。 とありますが 必要な手続きとはどのような手続きをどの程度の期間必要と想定されているのでしょうか。手続きの遅れにより工期に影響が出てくることは無いでしょうか。	必要な手続きは事業契約書(案)第39条の規程によります。
491	事業契約書(案)	17	建設業務実施工程 表との差	第53条	8						建設業務実施工程表との変動が5%あった場合、甲に報告することですが、本件はPFI事業で設計施工と維持管理運営を事業者に委託する事業と理解しています。そのPFI事業において、中間時点の変動理由を定例協議会で説明する事は理解しますが、あえて条項に起債する理由が理解できません。ご教示願います	原文のとおりとします。
492	事業契約書(案)	18	工事監理業務	第56条	1						「各工事ごとに・・・工事監理業務及び設計照査を実施」とありますが、「各工事」の定義を御教示願います。	各工事とは、「土木工事」「建築工事」「機械設備工事」「電気計装設備工事」をいいます。
493	事業契約書(案)	18	工事監理業務	第56条	2						工事監理者、主任技術者及び工事監理統括者については、乙が建設企業をして配置せしめることも認められると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書第3章1. に示すとおり、認められません。
494	事業契約書(案)	19	乙による実施事項	第59条							第1項及び第2項は、共に清水沢浄水場に関わる実施事項が記載されていますが、旭町浄水場及び場外施設に関しては、これらの事項は実施する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	旭町浄水場も含むよう、条文を変更します。
495	事業契約書(案)	19	乙による実施事項	第3章 第6節 第59条	1						「清水沢浄水場の周辺影響調査、電波障害調査及び生活環境影響調査」とありますが、現状の電波が配信されている方向を御教示願います。	現地で確認願います。
496	事業契約書(案)	19	乙による実施事項	第3章 第6節 第59条	1						「清水沢浄水場の周辺影響調査、電波障害調査及び生活環境影響調査」とありますが、現地調査時に拝見した様子では浄水場近隣に民家等は無かったように思います。現状、具体的に障害が発生している状況であれば御教示願います。	特別に把握はしておりません。(一般的留意事項)
497	事業契約書(案)	19	乙による実施事項	第3章 第6節	第59条 2						清水沢浄水場に関して開催する説明会等の開催予定回数をご教示いただきたくお願いいたします。	回答253のとおり。
498	事業契約書(案)	20	完成通知書の交付	第61条	1						甲が「業務要求水準書、事業者提案及び実施設計書のとおり建設業務に係る工事が完了していることを確認」してから、完成通知書の交付に必要な日数を御教示下さい。	市契約規則第37条第1項の規程によります。
499	事業契約書(案)	20	甲による完成検査 及び甲による完成 通知書の交付	第61条	1						完成通知書の交付は、完成届等の提出後、14日以内にしていただけたとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は、完成届等の提出後何日程度で交付いただけるか、ご教示いただけませんか。	回答498のとおり。
500	事業契約書(案)	20	甲による完成検査 及び甲による完成 通知書の交付	第61条	3						～新設対象施設の破壊についての責任を一切負担しないものとするがありますが、破壊は必要最小限に止めていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
501	事業契約書(案)	20	甲による完成検査 及び甲による完成 通知書の交付	第3章	第7節 第61条	3					(変更) 甲は、前項に規定する検査の実施を理由とする新設対象施設の破壊について の責任を一切負担しないものとする。とありますが 破壊の範囲が明確ではないゆえ、下記文言を追加いただきたくお願いいた します。 ”但し、破壊の復旧が工期及び費用に過大な影響を及ぼす場合は甲・乙協 議の上対応するものとする。”	原文のとおりとします。
502	事業契約書(案)	21	引渡しの遅延	第64条							法令変更による引渡し遅延における増加費用の取り扱いについて定めがあり ませんが、別紙3の定めに従うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
503	事業契約書(案)	21	引渡しの遅延	第64条	1						甲の責めに帰すべき事由により～略～合理的な増加費用に相当する額を乙 に支払うとのことですが、支払は増加費用を別途覚書等で請求支払でき るとした場合、貴市の手続きで議会承認以外にどのような手続きを行なうか 後学の為ご教示ください	現時点で該当する手続きは見あたりませ ん。本質問はご意見として承ります。
504	事業契約書(案)	21	引渡しの遅延	第64条	2						「施設整備費から出来形部分に相応する施設整備費相当額を控除した額」 とありますが、この「出来形部分」とは何を指すものか御教示願います。	「出来形」は「出来高」の誤植です。修正 します。
505	事業契約書(案)	22	I S O 認証の取得	第66条							乙が I S O 認証を取得・維持することとされていますが、維持管理業務の 受託者が取得・維持していれば良い立付けにしていただけませんか。S P C が取得・維持することは、コスト面・作業面で過度な負担と なり V f M の低下にもなるばかりか、認証機関からは S P C に業務の実態 がないと判断され、取得できないことも十分考えられますので、変更いた だきたくご検討をお願いいたします。	第 6 6 条は削除します。
506	事業契約書(案)	22	ISO認証の取得	第4章	第66条	1					「乙は、維持管理開始日から1年以内に・・・」とありますが、 ①H23年度中に取得をする必要があるとの認識でよろしいでしょうか。 ②乙もしくは維持管理企業単独で取得することはよろしいでしょうか。	回答 5 0 5 のとおり。
507	事業契約書(案)	22	I S O 認証の取得	第4章	第66条	1					乙の維持管理業務において、I S O 認証を1年以内に取得することを要し ていますが、S P C 出資企業のうち、維持管理企業が I S O 認証取得して いる場合は、事業運営自体にも品質・環境マシメントシステムが浸透しているもの として、ご配慮くださいますようお願いいたします。	回答 5 0 5 のとおり。
508	事業契約書(案)	22	ISO認証の取得	第66条	1						ISOの認証取得及び維持について規定されていますが、乙が維持管理企業を して当該認証を取得及び維持することも認めて戴けないでしょうか。PFI事 業のSPCは実際の業務と付随するリスクを各受託企業へパスルーすること により長期の事業安定性と経済性を確保するスキームであると思料致しま す。かかる状況から、維持管理業務実績を有しないSPCがISOの認証を取 得・維持するよりも、各受託企業が実際の業務を対象としたISO認証を取 得・維持する方が、実質的な事業安定性に寄与するものと思われま	回答 5 0 5 のとおり。
509	事業契約書(案)	22	I S O の 認 証 等	第66条							ISOを事業者は1年以内に維持管理業務に関し取得を求めています。実 体の無いSPCが1年程度の活動で取得する事は I S O の精神からハードルが高 いと思慮します。受託企業が取得することは可能でしょうかお示しください	回答 5 0 5 のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
510	事業契約書(案)	22	I S O 認証の取得	第4章	第66条 1						ここで規定する維持管理開始日とは、新設対象施設の引渡し後の平成27年4月と理解してよろしいでしょうか。	回答505のとおり。
511	事業契約書(案)	22	維持管理業務	第67条	3						「甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙がこれを負担」とありますが、不可抗力による増加費用及び損害は別紙4の規定に基づくものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。 条文を変更します。
512	事業契約書(案)	22	業務計画書	第67条	4						業務計画書について、事業提案書とどの程度整合を取る必要があるか(事業提案書の修正が可能な場合のその条件や範囲)をご教示ください。	基本的な内容は事業計画書と同じ内容とします。修正はできません。
513	事業契約書(案)	22	新設対象施設に関	第4章							第4章は「新設対象施設」にかかわる条項が記載されていますが、新設対象施設以外の業務対象施設に関する契約条項はないのでしょうか。	第67条の条文を変更し、既設についても対象とします。
514	事業契約書(案)	22	年度実施計画書	第67条	5						年度実施計画書について、事業提案書や第4項の業務計画書とどの程度整合を取る必要があるかをご教示ください。例えば、修繕業務については、前年度までの業務の実施状況に照らして、適時の見直しが合理的・効果的な場合があります。	基本事項は整合をとってください。改善点の提案は、甲の承認を要します。
515	事業契約書(案)	22	維持管理業務	第4章	第67条 1						本規定は新設対象施設の維持管理業務に関する規定ですが、新設対象施設以外の運転管理業務に関する規定は別途設けられるのでしょうか。	回答513のとおり。
516	事業契約書(案)	23	災害・事故対策	第4章	第69条	2					本項では、事業者側管理範囲における「災害・事故」は乙負担とありますが、第22条で示される「不可抗力」とどのような違いがありますか。	該当箇所を「不可抗力以外による災害・事故」に条文を変更します。
517	事業契約書(案)	23	災害・事故対策	第4章	第69条	2					「災害・事故対策」とは、あくまで事業者側管理範囲における“新設対象施設”に限定したものと考えてよろしいでしょうか。	新旧施設共に対象とします。 「新設」を削除し「不可抗力」の条文を加えます。
518	事業契約書(案)	23	災害・事故対策業務	第69条							災害・事故の対応は不可抗力の手続きに基づくものと思われまので、本条と不可抗力規定の整理をお願いしますでしょうか。	回答517のとおり。
519	事業契約書(案)	23	災害・事故対策業務	第69条	2						「増加費用は、乙の負担」とありますが、不可抗力による増加費用及び損害は別紙4の規定に基づくものと理解してよろしいでしょうか。	回答517のとおり。
520	事業契約書(案)	23	受託水道業務技術 管理者	第68 序	2						『～受託水道業務技術管理者は、水道浄水施設管理技士1級又は技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者)を取得した人員を1名以上配置するものとする。』と有りますが、受託水道業務技術管理者に、水道浄水施設管理技士1級の資格を求めるのは、条件として厳しいかと思えます。水道浄水施設管理技士1級を2級に変更は可能でしょうか。	①「技術士」を削除 ②水道浄水管理技師「1級」を同「2級」に変更 ③水道技術管理者の資格を追加する内容に条文を変更します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
521	事業契約書(案)	23	受託水道業務技術	第4章	第68条	2					受託水道業務技術管理者に求める資格のうち、「水道浄水施設管理技士」については、H16年度から創設された歴史の浅い資格であり、1級取得者は全国的にみても未だ少数であると思われます。また、最上級の技術資格とされる「技術士」も含め、20年間にわたり、ごく少数しか該当しない有資格者の配置を義務付けた場合、参加グループ数を極端に限定してしまうばかりか、PFI事業における民間企業のメリットのひとつである効率的な人員配置や人材育成の機会を奪いかねません。ここでは、受託水道業務技術管理者について、10年以上の実務経験年数を有しているもの等に変更願えませんでしょうか。	回答520のとおり。
522	事業契約書(案)	23	水道法に基づく第 三者委託	第68条	2						「受託水道業務技術管理者（専任）」とありますが、これは水道法に基づく管理者として本施設の専任である事を求めているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
523	事業契約書(案)	23	水道法に基づく第 三者委託	第68条	2						「受託水道業務技術管理者は、水道浄水施設管理技士1級又は技術士・・・を取得した人員を1名以上配置する」とありますが、これは現地に常駐する事を求めるものではないという理解でよろしいでしょうか。	常駐とします。回答520も参照ください。
524	事業契約書(案)	23	水道法に基づく第 三者委託	第68条	2						「別途、水道浄水施設管理技士1級を取得した人員を1名以上常勤させることを要する。」とありますが、これは乙に常勤することを求めているのであって、現地に常駐する事を求めるものではないという理解でよろしいでしょうか。	回答523のとおり。
525	事業契約書(案)	23	水道法に基づく第 三者委託	第68条	7						現場業務責任者（維持管理業務受託企業に在籍）と水道業務技術管理者（SPCに在籍）の兼務が可能との記載がありますが、これは偽装請負にあたらぬのご見解をお持ちであるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、当該ご見解について、ご教示いただけませんでしょうか。	「現場業務責任者」は「水道業務技術管理者」を兼ねることができないため、偽装請負にはあたりません。
526	事業契約書(案)	23	水道法に基づく第 三者委託	第68条	1						平成22年8月9日付けで公表された『PFI実施方針に関する質問の回答書』のNO.27では、第三者委託の契約書(案)が入札公告等と同時期に公表される旨のご回答でしたが、本条分をもって水道法上の第三者委託契約と同等の契約関係が確認されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
527	事業契約書(案)	23	災害・事故対策業 務	第4章	第69条 2						この場合に生じた増加費用は、乙の負担とするとありますが、本条項は乙の責に帰す災害、事故等の場合に関する規定と理解してよろしいでしょうか。	回答517のとおり。
528	事業契約書(案)	23	水道管理に関する 技術上の業務	第4章 第68条	1						「水道の管理に関する技術上の業務のうち業務要求水準書別紙4に規定する業務を・・・」と記載ありますが業務要求水準書別紙4は施設一覧表となっております。正しい別紙を公表願います。	「別紙4」を「第1編2.（5）」に条文を変更します。
529	事業契約書(案)	24	性能保証	第4章	第70条	3					第3項では、水質基準を満たさない等の恐れがあるときの浄水停止等に起因する増加費用は、乙負担によるとありますが、これは第1項・第4項・第5項に記載されている原水の水質及び水量等が業務要求水準を満たしている場合のみ、適用となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内 容	回 答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
530	事業契約書(案)	24	性能保証等	第70条	4、5						甲が負担する「合理的な範囲」について、具体的に御教示願います。また、乙の負担(本条第3項及び6項)には「合理的な範囲」とされていない理由についても併せてお示し下さい。	第3項及び第6項は原水引き渡し条件が要求水準書に示す範囲内の際に浄水水質が要求水準を満たさない場合の規程です。なお、本条文の第6項は削除します。
531	事業契約書(案)	24	貸与品	第72条							入札金額の積算に必要と考えるため、業務要求水準書別紙32(水道事業検針・受付業務貸与予定備品等一覧)に示すもの以外で維持管理業務において貸与可能な施設、機材等の一覧(リスト)をご提示いただけないでしょうか。	貸与可能施設・機材は、別紙32の他、36及び44を参照ください。また、設備台帳管理システム(ハードウェア共)も対象とします。
532	事業契約書(案)	24	前処理水の性能保証損害	第70条	6						前処理水汚染で業務要求水準書に定める水質が確保できない場合、損害は乙のことですが、一概に乙のみで解決できない事由も乙とすることは、過大の負担を事業者に負わせることとなります。原水水質の悪化原因が乙以外である場合は甲の負担とすべきが妥当と考えますが、如何でしょうか。	本条分は削除します。
533	事業契約書(案)	24	性能保証等	第4章	第70条 2						本項の規定は、業務要求水準書に定める原水に関する条件を満たしている場合に関する規定と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
534	事業契約書(案)	24	性能保証等	第4章	第70条 3						本項の規定は、業務要求水準書に定める原水に関する条件を満たしている場合に関する規定と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
535	事業契約書(案)	24	性能保証等	第4章	第70条 6						本項の規定は、業務要求水準書に定める原水に関する条件を満たしている場合に関する規定と理解してよろしいでしょうか。	回答532のとおり。
536	事業契約書(案)	25	業務要求水準書の変更	第75条	1						本条に従えば、甲が業務要求水準書に定める維持管理業務に係る条件を変更しようとするれば、最終的には(甲乙の協議の不成立を経て)甲の定める変更案に無条件で乙が従わなければならない建付けとなっており、極めて片務的内容であると思料致します。事業契約書(案)第2条にも規定のとおり、甲乙双方が対等な関係であることがPFI事業成否の大きなポイントであると認識しておりますが、第2条に照らし本条の規定について貴市のお考えを御教示願います。	市は合理的な変更案を示すので、本条分は原文のとおりとします。
537	事業契約書(案)	25	業務要求水準書の変更	第75条	1						「協議が整わない場合」とは、具体的に協議開始から何日目をもって判断されるのでしょうか。	協議開始から60日間とします。条文を変更します。
538	事業契約書(案)	25	貸与	第4章	第72条	4					借用書は毎年見直しを行い、変更がなければ既提出のものが継続すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
539	事業契約書(案)	26	業務要求水準書の変更に伴う費用負担	第4章	第76条	1	(2)				「当該業務要求水準書の変更が乙の責めに帰すべき事由」とは、具体的にどのようなことを想定されているかご教示ください。	乙の提案内容を盛り込むことによる費用の増加を想定します。
540	事業契約書(案)	26	施設整備業務のモニタリング	第78条	1						事前調査報告書、進捗状況報告書、建設業務完了報告書及び管理業務実施報告書について規定されていますが、業務要求水準書には該当する項目が無いように思われます。各々の業務内容詳細については事業者にて委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	業務契約書(案)が優先します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
541	事業契約書(案)	27	維持管理費の支払	第83条							修繕費を除く維持管理費は事業期間に亘り平準化にて支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
542	事業契約書(案)	27	維持管理費の支払	第83条	1						「修繕に関する費用・・・業務計画書に記載された時期に当該修繕が実施・・・支払われる」とありますが、長期にわたる運営・維持管理期間においては、事業者の業務改善効果等によって当初の想定よりも修繕のインターバルが長くなることも想定され、VFMの更なる向上が可能となります。このような場合（事業計画書に記載された時期よりも遅い時期に修繕を実施する場合は、実際に修繕が行われた時期に合わせて修繕に関する費用が支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
543	事業契約書(案)	27	施設整備費及びこれにかかる支払利息の支払	第82条	2						本条項における「本工事に要する費用」には、工事に直接関係しない費用（建中金利、開業費、金融手数料等）も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
544	事業契約書(案)	27	施設整備費の増加費用	第82条	3						「甲の責めに帰すべき事由」とは、具体的にどのような事由を想定されていますでしょうか。また甲の指示、変更は含まれると解釈してよろしいでしょうか。	前段：甲からの指示、変更等によるもの 後段：ご理解のとおり。
545	事業契約書(案)	28	甲の解除権	第84条	1	(2)					「引渡し日から30日以上経過しても～」とございますが、甲乙が合意した新たな引渡し日が当初予定の引渡し日より30日以上の場合の時は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
546	事業契約書(案)	28	甲の政策変更に伴う解除権	第84条	2						甲は政策変更等に理由で本事業を解除することが出来るとのことですが、政策変更等とはどのような状況を現段階でお考えでしょうか、又その場合は乙の権利は第87条2項と同様に請求する権利があり求償されるとの理解で宜しいでしょうかお示しください	前段：政策変更等による本事業の解除について、現段階では状況の想定は不可能と考えます。 後段：甲の帰責事由による契約解除は第94条あるいは第97条に規定します。
547	事業契約書(案)	29	違約金	第7章	第87条	第4項					本条に基づく違約金に対する履行保証保険契約が有効で、市が保険金を受領することが確実である場合は、第3項による充当を優先し、第4項による相殺は行わないこととして頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。
548	事業契約書(案)	29	違約金	第87条	3						「甲は、第1項及び第2項の場合において、第10条の規定により履行保証保険契約が締結され、当該履行保証保険契約の保険金を受領した場合は、これをもって違約金に充当する。」とありますが、第10条は施設整備業務を対象にしていると思われるため、第1項の場合では適用可能であるものの、第2項の場合では適用不可能であると思われます。第2項を適用可能な建て付けとするため、維持管理業務に係る履行保証保険契約にて違約金に充当することも認めていただけないでしょうか。	認めません。
549	事業契約書(案)	29	違約金	87条	2項						維持管理費の残額の100分の10に相当する額を違約金は他案件と比較しても過大な額と考えます。年間維持管理費の100分の10程度としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
550	事業契約書(案)	29	違約金	第87条	2						引渡し日以降に本契約が解除された場合、維持管理残額の10%を甲に支払うとのことですが、運営委託の残額を違約金相当額とすることの必然性をご教示ください。えべかりし利益を当該違約金とすることとなりますが、市殿の本件事業に対するお考えを再度ご教示ください	回答549のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
551	事業契約書(案)	29	違約金	第87条	1						第10条所定の契約保証金も、本項規定の違約金に充当されるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおり。
552	事業契約書(案)	29	違約金	第87条	1						「施設整備費相当額の100分の10に相当する額」とは、「別紙5 (2) 2) 建設一時金」と「別紙5 (2) 3) ア割賦元本」の合計額の100分の10と考えてよろしいでしょうか。また別紙6、その他本契約の定めによる変更は考慮しないとの理解でよろしいでしょうか。	前段：ご理解のとおり。 後段：変更は考慮します。
553	事業契約書(案)	29	違約金	第87条	2						「将来にわたって発生することが予定されていた維持管理費の総額の100分の10に相当する額を違約金」とする旨、規定されていますが、履行保証保険等を充当する場合でも保険料が高くなり結果として応札金額の上昇によりVFMを低下させる可能性が有ります。他の水道PPP案件で見られる「契約解除の事由が発生した事業年度の維持管理費の10分の1」に変更できないでしょうか。	回答549のとおり。
554	事業契約書(案)	29	違約金	第87条	3						「第2項の場合において、第10条の規定により・・・」とありますが、第10条では施設整備費の100分の10に相当する金額の履行保証保険についてのみ規定されています。本条と第10条の平仄を合わせていただきますようお願い致します。	条文を変更します。(第2項を削除)
555	事業契約書(案)	29	乙の解除権	第85条							甲による債務不履行があった場合には乙の解除権が生じる旨の追加規定をお願いします。	原文のとおりとします。
556	事業契約書	29	談合等不正行為があった場合の違約金	第7章	第88条						本条に基づく違約金は、個々の該当企業が支払うべき性質のものであり、市がSPCに支払うサービス対価との相殺は行われたいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
557	事業契約書(案)	29	違約金	第7章 第1節	第87条 2						違約金は本契約解除日以降の将来にわたって発生することが予定されていた維持管理費の残額の100分の10に相当する額とされていますが、入札説明書14ページ第5章2.(6)契約保証金は1年間の事業契約金額の100分10以上の額となっているため、本項の規定においても本契約解除日以降の当該年度内に発生することが予定されていた維持管理費の残額の100分の10とするのが合理的であると理解いたしますが、いかがでしょうか。	回答98のとおり。
558	事業契約書(案)	30	事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務	第89条	1						～検査に要する費用は乙の負担とするとありますが、ここで言う費用は乙に生じる費用であるとの理解でよろしいでしょうか。もし、甲に要する費用である場合は、事業費の見積に必要ですので、その内容及び想定される金額について、ご教示いただけませんかでしょうか。	検討し、条文を変更します。
559	事業契約書(案)	30	事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務	第89条	2						～本契約が第85条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を甲が負担するとありますが、第86条による場合の費用負担は、別紙3または4に従うとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は、その理由についてご教示いただけませんかでしょうか。	ご理解のとおり。
560	事業契約書(案)	30	事業期間の終了以外の事由による本契約終了時の事務	第89条	3						～本契約が第85条に基づく解除により終了する場合は、当該費用を甲が負担するとありますが、第86条による場合の費用負担は、別紙3または4に従うとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は、その理由についてご教示いただけませんかでしょうか。	ご理解のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
561	事業契約書(案)	30	事業期間の終了以 外の事由による本 契約終了時の事務	第89条	4						検査に要する費用は乙の負担とするとありますが、ここで言う費用は乙に 生じる費用であるとの理解でよろしいでしょうか。もし、甲に要する費用 である場合は、事業費の見積に必要ですので、その内容及び想定される金 額について、ご教示いただけませんか。	全ての費用を乙の負担とします。
562	事業契約書(案)	30	事業期間の終了以 外の事由による本 契約終了時の事務	第89条	5						除外規定には甲の責めに帰す場合とございますが、不可抗力及び法令変更 により起因する場合も除かれるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)別紙3及び4によりま す。
563	事業契約書(案)	30	事業期間の終了以 外の事由による本 契約終了時の事務	第89条	1						公平性の観点から、甲の帰責事由による場合には、検査に要する費用は甲 の負担として戴けないでしょうか。	回答558のとおり。
564	事業契約書(案)	31	事業期間終了後の 修繕	第90条	2						事業期間終了後1年以内に新設対象施設が業務要求水準に示された性能を下 回った場合について、「甲の責めに帰すべき事由に起因する」との判定 は、誰がどのような手順で実施するのでしょうか。その判定において、乙 が意見を述べることは可能でしょうか。	市が夕張市契約規則第34条の手順によっ て行います。意見を述べる機会がありま す。
565	事業契約書(案)	31	事業期間の終了以 外の事由による本 契約終了時の事務	第89条	8						本契約終了時の手続に関する諸費用及び乙の清算に必要な費用等は、すべ て乙が負担するとありますが、第85条による場合は甲負担に、第86条によ る場合は別紙3または4に従う立付けに変更いただけませんか。変更いただけ ない場合は、その理由についてご教示いただけませんか。	条文を変更します。
566	事業契約書(案)	31	事業期間の終了時 における乙の責務	第90条	2						経年劣化による修繕を要することのない状態で引き渡す旨の規定がありま すが、そもそも経年劣化であるため、事業者側でハンドリングすることは 不可能と思量されますので削除いただけますようお願いいたします。	原文のとおりとします。
567	事業契約書(案)	31	事業期間の終了時 における乙の責務	第90条	2						「修繕を要することのない状態」とは、事業者が実施するのと同様以上の 維持管理が実施される想定と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
568	事業契約書(案)	31	事業終了後の土壌 汚染	第90条	3						事業期間終了後、土壌汚染調査の結果、土壌汚染が確認された場合の対応 についてご教示願います。	本条文は削除します。
569	事業契約書(案)	32	乙の帰責事由によ る契約解除の効力	第7章	第93条	第3項					本条の場合は、出来高部分を90%の代金で市が買受けるとのことですが、 当該買取代金から更に第87条に定める違約金との相殺が行われる可能性が あるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
570	事業契約書(案)	32	乙の帰責事由によ る契約解除の効力	第7章	第93条	第4項	イ				事業契約により建設一時払金として支払われるべき施設整備費は、「当初 定められた…支払スケジュール」が一括払であることから、本条により施 設整備費が支払われる場合においても、一括払となる理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおり。
571	事業契約書(案)	32	乙の帰責事由によ る契約解除の効力	第93条	3	(3)					～当該出来形部分に相応する代金の100分の90及びこれにかかる支払利息を 支払うとありますが、第87条の違約金の支払いに加えて、出来形の100分の 10を減額する理由について、ご教示いただけませんか。(第96条 では、同じ乙帰責であっても100分の100を支払っていただけることとの相 違は何か、ご教示いただきたいことに加え、金融機関の融資可否の意思決 定に重要な要件となるため質問しています。)	引き渡し「前」と「後」の相違です。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
572	事業契約書(案)	32	乙の帰責事由による契約解除の効力	第93条	3	(3)					「当該出来形部分に相応する代金の100分の90及びこれにかかる支払利息を支払う。」とあり、出来形部分に相応する代金の残額(100分の10)及び支払利息は支払の対象とされていません。これは、第87条第1項の違約金を乙が甲に支払った上で、さらに乙は出来形部分に相応する代金の全額の支払いを受けることができない、つまり乙の帰責事由による契約解除の場合には、乙は違約金(施設整備費相当額の100分の10)に加えて出来形部分に相応する代金の残額(100分の10)を負担する必要がある、という理解で宜しいでしょうか。	甲の規程により、引き渡し前は90/100の支払いとなります。
573	事業契約書(案)	32	乙の帰責事由による契約解除の効力	第7章	第2節 第93条	4					(変更) 当該損害賠償には本契約の解除に伴い甲に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。とありますが 逸失利益は間接損害であり削除いただきたくお願いいたします。	原文のとおりとします。
574	事業契約書(案)	32	乙の帰責事由による契約解除の抗力	第93条	3						出来形部分に相応する代金の100分の90とございますが、買受対象とならない100分の10については解除違約金と相殺いただけるという理解でよろしいでしょうか。	相殺できません。
575	事業契約書(案)	32	甲の帰責事由による契約解除の効力	第7章	第94条	第4項	イ				事業契約により建設一時払金として支払われるべき施設整備費は、「当初定められた…支払スケジュール」が一括払であることから、本条により施設整備費が支払われる場合においても、一括払となる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
576	事業契約書(案)	32	甲の帰責事由による契約解除の効力	第94条	1	(2)					第93条第3項に鑑み公平性の観点から、甲の帰責事由による場合には、検査に要する費用は甲の負担として戴けないでしょうか。	甲の負担に変更します。
577	事業契約書(案)	32	乙の帰責事由による契約解除の効力	第7章 第2節	第93条 4						逸失利益は間接損害であるため、削除いただきたく、お願いいたします。	回答573のとおり。
578	事業契約書(案)	33	乙の帰責事由による契約解除の効力	第7章	第3節 第96条	4					(変更) 当該損害賠償には本契約の解除に伴い甲に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。とありますが 逸失利益は間接損害であり削除いただきたくお願いいたします。	原文のとおりとします。
579	事業契約書(案)	33	甲の帰責事由による契約解除の効力	第7章	第2節 第94条	2					(変更) 当該損害賠償には本契約の解除に伴い乙に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。とありますが 逸失利益は間接損害であり削除いたします。	原文のとおりとします。
580	事業契約書(案)	33	法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力	第7章	第95条	第3項	(4)イ				事業契約により建設一時払金として支払われるべき施設整備費は、「当初定められた…支払スケジュール」が一括払であることから、本条により施設整備費が支払われる場合においても、一括払となる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
581	事業契約書(案)	33	法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力	第95条	3	(2)					「検査に要する費用は乙の負担」とありますが、別紙3及び4では法令変更による費用分担が定められているので、検査費用についても別紙の規定が適用されるものと思料致しますが如何でしょうか。別紙3及び4の規定が適用されない場合には、検査費用を乙が負担する合理的な理由を御教示願います。	3.(2)甲の負担に変更します。 4の条文を変更します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
582	事業契約書(案)	34	甲の帰責事由による 契約解除の効力	第7章	第3節 第97条	2					(変更) 当該損害賠償には本契約の解除に伴い乙に発生した合理的な費用及び逸失利益が含まれるものとする。とありますが 逸失利益は間接損害であり削除いたします。	原文のとおりとします。
583	事業契約書(案)	34	乙の帰責事由による 契約解除の効力	第7章 第3節	第96条 4						逸失利益は間接損害であるため、削除いただきたく、お願いいたします。	原文のとおりとします。
584	事業契約書(案)	36	甲による事実の表明	第100 条		(1)					債務負担行為が甲の正規の手続きとのことですので、確認させていただき ますと、議会で債務負担行為を議決しその後再建計画の見直しを貴市が行 い議決した場合においても当初に議決した債務負担行為の本契約が優先す る理解ですが、如何でしょうかお示ください	再建計画の見直しは、現時点では想定して おりません。
585	事業契約書(案)	36	融資者との直接協 定の締結	附則第 2条							「乙に融資を行うもの」とは、金融機関に限らないとの理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおり。
586	事業契約書(案)	38	維持監理費	別紙1	7						「本施設の維持管理業務の実施による対価」と別紙5で示される「施設の運 営及び維持管理に関する業務に相当する対価」とは同義でしょうか。	ご理解のとおり。定義7を別紙5の表記に 統一します。
587	事業契約書(案)	38	用語の定義	別紙1	4、5						維持管理企業とは「維持管理業務を乙から直接受託又は請け負う企業をい う」とありますが、維持管理業務の定義において、業務要求水準書に示す 全ての維持管理業務が網羅されておりません。従って、記載のない維持管 理業務については、乙(SPC)から維持管理企業に委託することができず、 乙(SPC)が自ら実施する業務であるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙1定義5の内容を訂正します。
588	事業契約書(案)	39	協力会社	別紙1	19						協力会社とは、●、●及び●を個別に又は総称していうとありますが、 「協力会社」の言葉は本別紙1の84の「入札企業」の定義に記載されてい るのみで、その他の入札説明書等には記載されていません。協力会社につ いて、定義、資格要件、SPCとの関係性など、詳細にご教示いただけま せんでしょうか。	別紙1、19は削除します。
589	事業契約書(案)	39	協力会社	別紙1	19						「協力会社」が入札説明書には出てきませんが、その位置付けと資格要件 について具体的にご説明願います。	回答588のとおり。
590	事業契約書(案)	39	協力会社の定義	別紙1	19						協力会社の定義をご教示願います。	回答588のとおり。
591	事業契約書(案)	39	用語の定義	別紙1	19						「協力会社」が定義されていますが、本文条項には一切出現せず、また 「業務受託企業」の定義にも含まれていないため、その位置付けがよく分 かりません。第13条(業務受託企業の使用等)及び第14条(業務受託企業 の一括委任又は一括下請負の禁止)の規定との関係性も含め、その位置付 けをご教示下さい。	回答588のとおり。
592	事業契約書(案)	39	定義 「工事監理	別紙1	32						「工事監理業務」の業務内容の詳細が業務要求水準書「第2 細則」に記載 とありますが、業務要求水準書の該当箇所をご教示願います。	業務要求水準書に「工事監理業務」の業務 内容を追加します。
593	事業契約書(案)	40	工事企業	別紙1	35						「工事企業」とは、建設企業をいう。」とありますが、同義であるなら ばどちらかに統一した方が望ましいかと思われま。使い分け方があるよ うでしたらご教示願います。	使い分けは特にありません。
594	事業契約書(案)	40	工事業務	別紙1	36						「工事業務」とは、建設業務をいう。」とありますが、同義であるなら ばどちらかに統一した方が望ましいかと思われま。使い分け方があるよ うでしたらご教示願います。	使い分けは特にありません。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内 容	回 答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
595	事業契約書(案)	40	サービスの対価	別紙1	39						「「サービスの対価」とは、甲が乙に支払う本事業の対価の総額をいう。」とありますが、実際に条文中に使用されている「サービスの対価」では、総額ではなくその場合において支払う対価である用法もあるように思われますがいかがでしょうか。	別紙1 定義4 6を変更します。
596	事業契約書(案)	40	事業者側管理範囲	別紙1	46						「業務要求水準書・・・に記載」とありますが、業務要求水準書の該当項目、頁番号等を御教示願います。	別紙1 定義4 6を変更します。
597	事業契約書(案)	40	施設公開業務	別紙1	49						「その業務内容の詳細は業務要求水準書「第2 細則」に記載のある施設公開業務によるものとする。」とありますが、「第2 細則」に記載がありません。本業務についての定義を再度規定いただきますようお願いいたします。	別紙1 定義4 9を変更します。
598	事業契約書(案)	40	施設整備費	別紙1	51						「本施設の施設整備業務の実施による対価」と別紙5で示される「施設の設計及び建設に関する業務に相当する対価」とは同義でしょうか。その場合には、「施設整備費」とは「施設の設計及び建設に関する業務に相当する対価」から建中金利と割賦金利を除いた額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。別紙5の表記に統一し、別紙1.51を変更します。
599	事業契約書(案)	40	事前調査企業	別紙1	52						～事前調査業務を乙から直接受託又は請け負う企業をいうとありますが、①設計・建設企業が直接または第三者に委託することで請け負えないのか、②当該企業は構成員になる必要があるのか、③参加資格の要件は何かについて、それぞれご教示いただけませんか。(本業務が、施設の設計及び建設に関する業務の一部として入札説明書等に記載されているため質問しております。)	①請負できます。 ②必要ありません ③要件はありません。
600	事業契約書(案)	40	保全管理業務	別紙1	95						「その業務内容の詳細は業務要求水準書「第2 細則」に記載のある保全管理業務によるものとする。」とありますが、「第2 細則」に記載がありません。本業務についての定義を再度規定いただきますようお願いいたします。	別紙1.95の内容を変更します。
601	事業契約書(案)	40	用語の定義	別紙1	35						「工事企業とは、建設企業をいう」とあります。いずれかに用語を統一してはと考えますが如何でしょうか。	回答5 9 3のとおり。
602	事業契約書(案)	40	用語の定義	別紙1	36						「工事業務とは、建設業務をいう」とあります。いずれかに用語を統一してはと考えますが如何でしょうか。	回答5 9 4のとおり。
603	事業契約書(案)	40	定義 施設整備業務	別紙1	50						「施設整備業務」は、別紙5 1 (2) 1) に起債されている(ア)～(サ)同様と考えて宜しいでしょうか。	(ア)～(キ)をいいます。
604	事業契約書(案)	41	支払利息	別紙1	58						「施設整備費に付される利息」とは、具体的には、別紙5の「建中金利」及び「割賦金利」の両方を指すのでしょうか。	ご理解のとおり。
605	事業契約書(案)	41	周辺影響調査等実施企業	別紙1	52						～周辺影響調査・電波障害等対策業務を乙から直接受託又は請け負う企業をいうとありますが、①設計・建設企業が直接または第三者に委託することで請け負えないのか、②当該企業は構成員になる必要があるのか、③参加資格の要件は何かについて、それぞれご教示いただけませんか。(本業務が、施設の設計及び建設に関する業務の一部として入札説明書等に記載されているため質問しております。)	①請負できます。 ②必要ありません ③要件はありません。
606	事業契約書(案)	41	新設対象施設	別紙1	66						「業務要求水準書に定義される新設対象施設」とありますが、業務要求水準書の該当項目を御教示願います。	業務要求水準書第2編2. ①と③に示す施設をいいます。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
607	事業契約書(案)	41	新設対象施設	別紙1							「新設対象施設」とは、業務要求水準書に定義される新設対象施設をいうとありますが、業務要求水準書2ページ2.(5)①に規定される整備対象施設をいうのでしょうか。	回答606のとおり。
608	事業契約書(案)	41	定義 「事前調査	別紙1	53						「事前調査業務」とは、「用地測量、地質調査、地下埋設物調査、～その他一切の調査に関する業務」とありますが、業務要求水準書「第2 細則」では「地質調査」に関してのみの記述となっております。どちらが正でしょうか。	別紙1. 53が正です。
609	事業契約書(案)	42	直接協定	附則	第2条						事業費は一括支払、利息と手数料は16年間の分割支払で支払われるとの現説での報告を受けています。事業費は建設期間内に一括で支払われるとの理解で資金調達を伴わない提案を行った場合、金融機関からの融資を受けないで直接契約も締結しないとの理解ですが、ご教示願います	認めません。114の質問・回答も参照ください。
610	事業契約書(案)	42	入札企業	別紙	1	(84)					入札企業とは、構成員及び協力会社とのことですが、SPCから直接協力企業への発注も可能との理解ですが、ご教示ください	ご理解のとおり。別紙1の定義も参照ください。
611	事業契約書(案)	42	入札企業	別紙1	84						「84.『入札企業』とは、代表企業、構成員及び協力会社をいう。」とあり、同別紙1 19.に「協力会社」の定義がありますが、「代表企業」、「構成員」の他に「協力会社」も「入札企業」を構成できるという理解で宜しいでしょうか。その場合、「協力会社」の要件等、詳細についてご教示下さい。	「及び協力会社」を削除します。
612	事業契約書(案)	44	乙等が付す保険等	別紙2							保険の内容が何も記載されていませんが、乙が最低限付すべき保険の種類、補償内容等があればご教示下さい。	回答415のとおり。
613	事業契約書(案)	44	乙等が付す保険等	別紙2							乙による付保が義務付けられる保険内容について、(付保すべき保険の有無も含めて)ご教示下さい。	回答415のとおり。
614	事業契約書(案)	45	法令変更	別紙	3						②法令等の新設・変更の場合の乙負担割合が100%で事業者負担とのことですが、貴市及び本契約に係る本事業対象業務以外でも特別法令、条例の制定で事業者明らかに影響を及ぼす法令等の新設等は甲の負担と理解しますが、如何でしょうかお示しください。	費用負担の一般原則に従い、甲または乙が負担します。
615	事業契約書(案)	45	新たな租税発生時の負担割合	別紙3							新たな税が設置された場合の負担割合が表示されていますが、負担者が記載されていません。負担者(甲、乙)の表記をお願いします。	表記します。
616	事業契約書(案)	46	台風及び風水害	別紙4	第1項	(1)					実施方針の質問回答No.128に、「落雷は台風・風水害等を含みます。」とし不可抗力から除外されていますが、本契約書(案)別紙4(1)では落雷は不可抗力に属する扱いとなっています。第11条第2項の規定により、本契約書(案)別紙4(1)を優先した理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
617	事業契約書(案)	46	不可抗力	別紙	4	1	(1)				天災その他の自然的な事象の中に、台風や風水害は異常降雨との理解でしょうか、異常降雨について、定義でお示しください	台風や風水害は異常降雨ではありません。異常降雨とは、過去の例から見て、予想範囲を超えているものとします。
618	事業契約書(案)	46	リスク分担表	別紙4							不可抗力によるリスク負担については記載されておりますが、他リスクの分担表等が事業契約書(案)他8/30以降に公表された資料内にありません。リスク分担が分かる資料を公表願います。	事業契約書(案)の内容をもとに判断することとします。
619	事業契約書(案)	46	建設期間中の損害分担	別紙4	3	(1)	①				例えば、工事期間中にまだ更新工事を開始していない場外施設に損害があった場合でも施設整備費の1%までは事業者負担ですか。	原文のとおりとします。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
620	事業契約書(案)	46	建設期間中の損害 分担	別紙4	3	(1)	①				工事期間中(4年間)における事業者の負担額の総計は施設整備費の1%が上限であるという理解ですか。	ご理解のとおり。
621	事業契約書(案)	46	不可抗力による損 失及び損害の範囲	別紙4	2		④				対象となる施設・設備は旭町浄水場および清水沢浄水場およびその場外施設の敷地境界内全てとし、市内配水管は、範囲外として考えてよろしいですか。	ご理解のとおり。
622	事業契約書(案)	46	不可抗力による費 用分担	別紙4	1						実施方針リスク分担表に不可抗力リスクNo.27に台風、風水害等とありますが、別紙4不可抗力の定義の具体例には見当たりません。具体例として挙がってなくとも、台風、風水害等は(1)天災その他自然的な事象に含まれているという理解で宜しいでしょうか。	回答617のとおり。
623	事業契約書(案)	47	維持管理期間中の 損害分担	別紙4	3	(2)	①				不可抗力の事由1件ごとに不可抗力の事由が発生した当該年度における維持管理費の1%相当額に至るまでは乙がこれを負担しとありますが、乙が負担するのは、累計額で当該年度の維持管理費の1%までであるとの理解でよろしいでしょうか。(1件ごとに1%に至るまでとの表現は、極端な場合1%超の損害が年間に100回発生した場合、乙の負担が維持管理のサービス対価と同額になってしまうため質問しています。)	()書き内の理解とします。
624	事業契約書(案)	47	不可抗力による費 用分担	別紙4	3	(2)	①				「当該年度における維持管理費の1%相当額に至るまでは乙がこれを負担」とありますが、1事業年度に2件以上の不可抗力の事由が発生した場合には、「乙による当該年度の負担累計額が当該年度における維持管理費の1%相当額に至るまで」と考えてよろしいでしょうか。(1)工事期間中の損害分担③では、「乙の負担は・・・累計額に対して適用」となっていますので、同様の考え方で良いものと思料致しますが如何でしょうか。	回答623のとおり。
625	事業契約書(案)	47	不可抗力による費 用分担	別紙4	3	(1) (2)	④ ③				工事期間中及び維持管理期間中の損害負担について、「乙が、不可抗力による追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合、乙が負担すべき金額を超過する額に甲が負担する金額から控除する」ではなく、「不可抗力により生じた追加費用及び損害額から控除する」としていただけませんか。超過額につき保険金を充当するとすると、事業者が付保する保険の恩恵を享受できなくなる可能性があります。	原文のとおりとします。
626	事業契約書(案)	48	建設一時金	別紙5	1	(2)	2)				「甲が国庫補助金等及び起債等により調達し、」とありますが、「国庫補助金等」及び「起債等」について、その内容及び割合等の詳細についてご教示下さい。	回答263のとおり。
627	事業契約書(案)	48	建設一時金	別紙5	1	(2)	2)				国庫補助金の補助対象範囲及び補助率、その他入札金額の算定に必要な情報を早急に開示願います。	回答263のとおり。
628	事業契約書(案)	48	建設一時金	別紙5	1	(2)	2)				「国庫補助金等」又は「起債等」については、北海道、厚生労働省及び総務省等の担当部局との事前相談・調整が済んでいるものとの理解で宜しいでしょうか。	事前相談を行っております。
629	事業契約書(案)	48	建設一時金	別紙5	1	(2)	2)				仮に、乙の帰責事由によることなく、「国庫補助金等」又は「起債等」による資金調達が不可能となった場合にも、事業契約書(案)に従って甲は建設一時金を乙へ支払う、という理解で宜しいでしょうか。もし、前記のとおりである場合、甲は建設一時金の支払原資をどのように調達・手当てするされるものか、ご教示下さい。	支払う予定と考えております。原資は起債等で充当することも考えられます。事業者側のリスクとしてお考えください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
630	事業契約書(案)	48	建設一時払金	別紙	5	1	(2)	2)			事業費は一括支払、利息と手数料は16年間の分割支払で支払われるとの現説での報告を受けています。建設一括払金は建設終了後、施設の受け渡しの後、乙に支払われるとのことですが、仮に4年の工事期間を3年に短縮し工事を完成させた場合の乙への支払は、3年目に一括して乙に支払われるとの理解で宜しいでしょうか、お示ください	事前に417によるスケジュールに沿って事業を行えば、支払いされる可能性があります。
631	事業契約書(案)	48	建設一時払金	別紙5	1	(2)					『建設一時払金は、国庫補助金等及び起債等により調達』とありますが、町民から徴取される水道料金等が支払原資となることはないとの理解でよろしいでしょうか。	水道料金等は、起債の返済に充てられます。
632	事業契約書(案)	48	建設一時払金	別紙5	1	(2)					『建設一時払金は、国庫補助金等および起債等により調達』とありますが、国庫補助金及び起債の申請に関する具体的なスケジュールおよび手続きについてご教示ください。	回答417のとおり。
633	事業契約書(案)	48	建設一時払金と整備割賦払金	別紙5	1	(2)	2)、 3)				「建設一時払金」の対象となる建設費の範囲は、補助対象事業費の全額でしょうか。一部の場合は、「整備割賦払金」と区分する基準をご教示下さい。	補助対象事業費は全額が建設一時払い金となります。
634	事業契約書(案)	48	建設一時払金の額	別紙5	1	(1)					施設整備費の支払いにおける建設一時払金(国庫補助金及び企業債)の概ねの額をご教示願います。	事業者提案時の事業費設定後、「国庫補助金の交付要綱」に示す資料により算出します。
635	事業契約書(案)	48	サービス購入料の支払方法	別紙5	1	(2)	3)				平成22年8月9日付けで公表された『PFI実施方針に関する質問の回答書』のNO.30では、「建設費は施設引渡し後、一括払いとします」とのご回答でしたが「整備割賦払金」との規定が定められています。実施方針(変更版)及び実施方針に関する質問回答の公表から1ヶ月足らずの間に、貴市の方針が大きく変更されたものと拝察致しますが、貴市が本事業に期する目的を提案に反映するために、当該変更に至った理由と新たな条件設定についてのお考えをお示し願います。	方針は変更しておりません。質問636を参照ください。
636	事業契約書(案)	48	サービス対価の構成	別紙	5	1	(1)				設計及び建設に関する対価は、建設一時払金と施設整備割賦金で構成されることですが、現説で事業費は一括支払、利息と手数料は16年間の分割支払で支払われるとの報告を受けています。確認の為、質問しました。お示ください	ご理解のとおり。
637	事業契約書(案)	48	サービス対価の支払方法	別紙5	1	(2)	2)				建設一時払金の金額はどのように算定されるのでしょうか。また、確定の時期をご教示願います。	回答634のとおり。
638	事業契約書(案)	48	サービス対価の支払方法	別紙5	1	(2)	3)				引渡し日は応札者の提案によるものと思いますが、整備割賦払金の支払開始時期も提案による引渡し日と連動するという理解でよろしいでしょうか。	連動しません。
639	事業契約書(案)	48	算定方法	別紙	5	1	(2)	3)	①		割賦元金を64回で元利均等払いとのことですが、現説での説明と異なりますので確認の為、質問しました。	16年間の分割支払で64回となります。
640	事業契約書(案)	48	整備割賦払金	別紙5	1	(3)	ア				『割賦元金』は、『施設の設計及び建設に関する業務に係る費用』から『建設一時払金』を控除した金額とありますが、何らかの事由により『建設一時払金』は、国庫補助金等および起債等により調達』できる金額が減額となった場合、『割賦元金』が増加するとの理解でよろしいでしょうか。	現在の考え方は、国庫補助金で賄えない分は起債により調達が前提で、その考え方は、割賦元金が増加することなく、「割賦元金分については、起債等により確実に調達する」とこととします。
641	事業契約書(案)	48	整備割賦払金	別紙5	1	(3)	ア				『整備割賦払金』の支払については、既に公表されている水道料金の値上分を想定した支払計画となりますでしょうか。	料金値上げ分と直接的な関連はありません。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
642	事業契約書(案)	49	運営委託料	別紙	5	1	(2)	2)			運営委託料について、本件はPFI事業との理解です。サービス対価の内訳として、運営委託料と支払金利は各々支払われるとの理解でしょうかお示しください	ご理解のとおり。
643	事業契約書(案)	49	運営委託料	別紙	5	2	(1)				建設一次払金は、現説では事業費一括支払、利息と手数料は16年間の分割支払で支払われるとの報告を受けています。確認の為、質問します。	ご理解のとおり。
644	事業契約書(案)	49	運営委託料	別紙	5	2	(2)				整備割賦払金は、現説では事業費一括支払、利息と手数料は16年間の分割支払で支払われるとの報告を受けています。確認の為、質問します。	ご理解のとおり。
645	事業契約書(案)	49	建設一時払金	別紙5	2	(1)					『建設一時払金』の支払について、『国庫補助金等及び起債等による調達』時期に関わらず、貴市が請求書を受けた日から40日以内との理解でよろしいでしょうか。	支払いは国庫補助金及び起債借入金調達後となります。
646	事業契約書(案)	49	サービス対価の支払方法 入札時の基準金利	別紙5	1	(2)	3)	②			入札時の基準金利はいつの時点の金利を使用すればよいのでしょうか。	入札時の施設整備費の積算の前提となる基準金利は、東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される平成22年8月1日のTSR6か月LIBORベース7年物(円円)金利スワップレート及び10年物(円円)金利スワップレートの中値に、提案するスプレッドを加えたものとします。
647	事業契約書(案)	49	支払金利	別紙5	1	(2)3)	②				基準金利の設定日及び改定の基準日について記載されていますが、提案時の基準金利についてご教示いただけませんか。	回答646のとおり。
648	事業契約書(案)	49	支払金利	別紙5	1	(2)3)	②				基準金利の設定日が平成27年4月2日(木)とありますが、これは引渡し予定日(平成27年3月末)よりも後の日付であるとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおり。
649	事業契約書(案)	49	支払金利	別紙	5	1	(2)	3)	②		支払金利の項目の記載が有りますが、現説での説明と異なりますので確認の為、質問しました。	別紙5に記載のとおりとします。
650	事業契約書(案)	49	支払金利	別紙5	1	(2)	3)	②			入札金額の見積において用いるべき基準金利をご教示下さい。	回答646のとおり。
651	事業契約書(案)	49	整備割賦払金(支払金利)	別紙5	1	(2)	3)②				平成27年4月2日(木)の基準金利の見直し時においても、6ヶ月LIBORベース15年もの金利スワップレートが適用されることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
652	事業契約書(案)	50	建設一次(?)払金	別紙5	2	(1)					また、平成30年度以降に予定されている場外系機械電気計装設備の整備に関する費用については、毎年度末、～建設一次(?)払金を支払うとありますが、具体的に何を意味するのか、ご教示いただけませんか。(更新業務は、修繕費として計画払いされるものと認識しており、これとの違いについて質問しています。)	工事費の支払い額をいいます。
653	事業契約書(案)	50	建設一次(?)払金	別紙5	2	(1)					「平成30年度以降に予定されている場外系機械電気計装設備の整備」とありますが、当該整備業務の実施及びこれに対する費用の支払いは応募者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
654	事業契約書(案)	50	建設一時金	別紙5	2	(1)					「平成30年度以降に予定されている場外系機械電気計装設備の整備」の実施時期は、事業者提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	回答653のとおり。
655	事業契約書(案)	50	サービス対価の支払方法	別紙5	2						整備割賦払金、維持管理費、修繕費はそれぞれ個別に支払われるということでしょうか。	一括して支払うものとします。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
656	事業契約書(案)	50	サービス対価の支 払方法 維持管理 費	別紙5	2	(3)					維持管理費(除く修繕費)は四半期に一度、年額の4分の1を支払とのこと ですが、1回の支払が年額の4分の1であれば、年度毎の金額は同一でなくとも 良いということでしょうか。	物価変動は考慮しますが、基本は同一になる 予定です。
657	事業契約書(案)	50	サービス対価の支 払方法 整備割賦 払金	別紙5	2	(2)					整備割賦払金をお支払いいただく上で、四半期報告書の確認は必要でしょう か。割賦払金の対象とされている業務は施設的设计及び建設に関する業務 であり、当該業務の確認は施設引渡時に終了すると考えます。割賦払金は 当該業務の支払条件の一つであることから、四半期毎が経過した段階で請 求書が提出できこととして頂きたい、お願いします。	四半期ごとに業務実施の確認は必要です。
658	事業契約書(案)	50	修繕費	別紙5	2	(3)		イ			「修繕費は、提案された長期修繕計画の実施時期、費用に従い、四半期ご とに業務実施の確認ができたものに対し、四半期ごとに一括して支払 う。」とあります。事業開始後に長期修繕計画の内容(修繕内容、時期、 金額)が提案時から変更された場合(民間の創意工夫によるものを含む) の修繕費の支払方法についてご教示下さい。	変更された長期修繕計画の実施時期、費用 に従い、四半期ごとに業務実施の確認がで きたものに対し、四半期ごとに一括して支 払う予定です。
659	事業契約書(案)	50	整備割賦金	別紙5	2	(2)					「なお、1回あたりに支払われる整備割賦払金は、当該年度あたりの整備 割賦払金の4分の1とする。」とあります。整備割賦払金は「割賦元金を元 本として、乙が提案する支払い金利により64回の元利均等返済方式で算出 される金利支払額(割賦金利)」(別紙5 1 (2) 3 イ)とあ ることから、全64回の整備割賦払金は(1円単位の端数処理を除き)全て同 額となるという理解で宜しいでしょうか。また、各年度の4回の整備割賦払 金の内訳(割賦元金、割賦金利の別)はどのようになりますでしょうか。	全て同額となります。
660	事業契約書(案)	50	長期修繕計画	別紙5	2	(3)		イ			「修繕費は、提案された長期修繕計画の実施時期、費用に従い」とありま す。①長期修繕計画とは、第67条第4項の業務計画書あるいは第67条第5項 の年度実施計画書のいずれに記載するものでしょうか、②事業期間中にお ける長期修繕計画の見直しは認めていただけるのでしょうか。また、認め ていただける場合の条件があればご教示ください。	①提案書に基づき業務計画書に記載願いま す。 ②乙の提案を待って甲乙協議とします。
661	事業契約書(案)	51	サービス対価の変 更	別紙6	1	(1)					物価変動により施設整備費に増減が生じた場合は、整備割賦払金と建設一 時払金のどちらを変更される予定かご教示ください。	国庫補助金や起債額が変更になるのであれば 建設一時払金、そうでなければ割賦払金 での対応になります。
662	事業契約書(案)	52	維持監理費	別紙6	1	(2)					「入札時の費用の積算の前提となる指標は平成20年8月1日現在」とありま すが、本事業の事業スケジュールと関連するものとは思われません。上 記事項について詳細な御説明を御願致します。	平成22年8月1日時点の誤りです。
663	事業契約書(案)	52	維持監理費	別紙6	1	(2)					「サービス対価の改定に当たっての起点」が、平成25年度末に設定されて いる理由を詳細にお聞かせ下さい。	平成22年度末の誤りです。
664	事業契約書(案)	52	サービス対価の変 更	別紙6	1	(2)					維持管理費の前提となる指標について、「平成20年8月1日時点のもの」と ありますが、これは記載ミスでしょうか。さらに、「平成25年度末又は甲 と乙が別途合意する日に～」とありますが、平成25年度末はいかなる基準 による期日設定でしょうか。また、「別途合意」とは何を指していますで しょうか。	回答662及び663のとおり。
665	事業契約書(案)	52	サービス対価の変 更	別紙6	1	(2)					表中、ユーティリティ項目に単価変動性の高い「薬品」がありませんが、 記載漏れでしょうか。	薬品は、ユーティリティ項目のその他に該 当します。
666	事業契約書(案)	52	サービス対価の変 更 維持管理費	別紙6	1	(2)					入札時の費用の積算となる指標は平成20年8月1日時点とありますが、平成 22年8月1日時点ではないでしょうか。	回答662のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
667	事業契約書(案)	53	金利変動による サービス対価の変 更	別紙6	2						「別紙5 3 (1)」に該当する項目が有りません。改めて、施設整備費に関する金利変動に伴うサービス対価の変更について御教示願います。	該当箇所は「別紙1 (2) 3)」です。記載を変更します。
668	事業契約書(案)	53	サービス対価の変	別紙6	3						「5事業年度に1度、協議を行う」ことにおける初回が、平成25年度とありますが、これは平成27年度ではないのでしょうか。また、甲と乙が別途合意する日とは何を指していますでしょうか。	前段：平成22年度末の誤りです。 後段：本事業の契約日を想定します。
669	事業契約書(案)	53	市場実勢価格等の 変動によるサービ ス対価の変更	別紙6	3						当該規定は、1項の「物価変動によるサービス対価の変更」を補完する目的と解釈してよろしいでしょうか。なお「類似の内容の業務の委託費の市場実勢価格」や「その他新製品の導入等諸般の事情」は何れも抽象的内容と思料致します。当事者間の認識に齟齬が生じないよう、より具体的な規定を定めることは出来ないでしょうか。さらに、初回の見直しが平成25年度末となっている理由について御教示願います。	前段：補完する目的ではありません。 中段：変更します。 後段：平成22年度末の誤りです。
670	事業契約書(案)	56	サービス対価の支 払留保	別紙7	2	(5)					「甲は改善が確認されるまでサービスの対価の支払を留保することができる。」とありますが、支払留保の対象となるサービス対価は「サービスの対価のうちの修繕費を除く維持管理費」であり、整備割賦払金は支払留保の対象外という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり。
671	事業契約書(案)	23 40	災害・事故対策	第4章 別紙1	第69条 定義	2 40					「災害・事故対策業務」の定義として、別紙1に「業務要求水準書『第2細則』に記載のある災害・事故対策業務」とありますが、これは業務要求水準書P41「3-11 事故・緊急時対応業務」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。条文を変更します。
672	事業契約書(案)	49 別 紙5	建設一時払金		2	(1)					建設一時払金について「甲による本施設の竣工に係る検査が完了した場合、乙は速やかに甲へ請求書を提出する」となっていますが、平成27年3月の施設の引渡し期限までに竣工した全ての設計及び建設に関する費用をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。もし、部分的にということであれば、その範囲を教えてください。	回答645のとおり。
673	事業契約書(案)	50 別 紙5	設備割賦払金		2	(2)					設備割賦払金によりお支払いいただける設計及び建設に関する費用を、具体的に教えてください。	起債対象とならない工事費であり、別紙5. 1. (2) 1) のク) ケ) コ) の合計を想定します。
674	事業契約書(案) 及び		不可抗力による措	第2章 第22条 4 及び 別紙4 1 (1)							第22条 4 に「台風及び風水害により生じる追加費用及び損害額については、乙がこれを負担するものとする。」とありますが、別紙4 1の「不可抗力の定義」に「天災その他自然的な事象」として、「台風及び風水害」が原因となり得る「洪水」や「異常降雨」、「土砂崩壊」等が示されています。「台風及び風水害」と「天災その他自然的な事象」の区別方法についてご教示願います。	旭町浄水場創設以来最大規模までを「台風及び風水害」それ以上を「不可抗力」とします。
675	事業契約書(案)	全般	リスク分担	第2編							本事業契約書(案)の内容に加え、一般の入札説明書等に対する質問回答を経た結果を踏まえた形でのリスク分担表の提示はないのでしょうか。	実施方針のとおりとします。
676	事業契約書(案)	冒 頭	事業場所								「夕張市清水沢国有地」とございますが、使用権限については特段の問題がないという理解でよろしいでしょうか。	関係機関と協議し確認ください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所							内容	回答
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
677	事業契約書(案)		スキームについて								応募グループ構成員らは、本事業契約書の締結当事者ではなく、本事業契約書上の事業者（SPC）の債務について連帯債務を負うものではないという理解でよいでしょうか。	SPCの構成により異なるので、事業者で判断ください。
678	PFI事業者選定 基準(案)	3	価格評価点の得点 化方法	第3章	2	(2)	④				価格評価点の算出式内の、「最も低い入札金額」は、最低制限価格を下回った入札金額は当てはまらないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
679	PFI事業者選定 基準(案)	3	各審査の内容	第3章	2	(2)	③	(イ)			「明らかに業務遂行能力に不安がある場合には失格とする」とありますが、その判断基準をご教示下さい。	入札参加資格確認申請時の申請書類内容が入札説明書に示す要求水準を満たさない場合。
680	PFI事業者選定 基準(案)	03	事業遂行能力	第3章	2	(2)	③		(イ)		「明らかに事業遂行能力に不安がある場合」を具体的に御教示願います。応募者の組成に大きく影響するため、早急かつ詳細なご回答を御願い致します。	回答679のとおり。
681	PFI事業者選定 基準(案)	3	事業遂行能力の確 認	第3章	2	(2)	③		(イ)		～明らかに業務遂行能力に不安がある場合には失格とするとありますが、当該失格となる客観的な基準について、ご教示いただけませんでしょうか。(恣意的に失格になるとは考えていませんが、明確な基準をご教示いただきたく質問しています。)	回答679のとおり。
682	PFI事業者選定 基準(案)	4	審査項目について	2	(2)	⑤表					技術評価審査項目と、提案書記載項目において、各々の項目に相違があるように思います。提案書様式Ⅲ-10-③、Ⅲ-12、Ⅲ-22～31、Ⅲ-34～37に対する審査項目はどこにあたるでしょうか。また、審査項目では、旭町及び清水沢、場外施設に区分された形で配点がありますが、提案書作成においては特にご指示がありませんので、提案者裁量で各施設について記述するべきでしょうか。	Ⅲ-10-③とⅢ-12は、各浄水場系統毎Ⅲ-22～30及び34～37は維持管理業務に関する事項 Ⅲ-30は事業計画に関する事項で審査。 提案書は旭町浄水場・清水沢浄水場（各浄水場の場外系施設を含む）毎に、様式に沿って作成ください。
683	PFI事業者選定 基準(案)	表紙	書類の名称								表紙に(案)とありますが、入札手続きの途中における変更を想定しているのでしょうか。いつの時点で正式な書類になる予定でしょうか。	入札参加表明書説明書の提出期限前日（10/4を予定）に(案)を削除します。
684	提出書類作成要 領及び様式集	1	入札参加資格確認 申請時の提出書類	第1章	2	(2)					「技術士が1名以上在籍していることを証明する書類」とは、具体的にどのような書類でしょうか。	該当技術者の技術士登録免許証写しと健康保険証を提出願います。
685	提出書類作成要 領及び様式集	1	膜ろ過装置契約書 の写し	第1章	3	-2					膜ろ過装置の設置実績を確認できる資料契約書は原本ではなく写しでよろしいですか。	原本の写しでかまいません。
686	提出書類作成要 領及び様式集	3	入札参加資格確認 申請時の提出書類	第1章							「入札時に（1）を1部、（2）、（3）及び（5）を各15部提出する。入札手続きに関する（4）については、当該時期に1部提出する。」とありますが、これは（1）とは1. 入札に関する書類、（2）とは2. 技術提案書、（3）とは3. 事業提案書、（4）とは4. その他の書類、（5）とは5. 施設計画図面集、をそれぞれ指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
687	提案書類作成要 領及び様式集	6	入札時の提出書類	3	3	(1)					基本契約書とは事業契約書のことでしょうか。	事業契約を正として訂正します。
688	提出書類作成要 領及び様式集	7	技術提案書（様式 Ⅲ）	第3章	3	(1)	③				様式Ⅲに設定されている余白や枠線の大きさ等を変更する事は可能でしょうか。	許可いたします。
689	提出書類作成要 領及び様式集	7	技術提案書（様式 Ⅲ）	第3章	3	(1)	③				「カラーの使用は必要最小限とすること」とありますが、これは市としてはカラー表示する事を求めている様式はないという理解でよろしいでしょうか。カラーを必要とする様式があればご指示願います。	ご理解のとおり。カラーの使用を必要とする書式は指定しません。
690	提出書類作成要 領及び様式集	7	技術提案書（様式 Ⅲ）	第3章	3	(1)	③				「カラーの使用は必要最小限とすること」とありますが、カラーの使用の多寡により審査に影響しますでしょうか、ご教示下さい。	提案内容を審査します。カラーの使用の多寡は影響しません。
691	提出書類作成要 領及び様式集	7	提出要領	第3章	3	(2)	①				本項は2. (2)に係る規定という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
692	提出書類作成要 領及び様式集	7	提出要領	第3章	3	(2)	①				「A4版ファイル綴じ」とありますが、これは2穴ファイル等を使用しても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
693	提出書類作成要 領及び様式集	7	提出要領	第3章	3	(2)	②				「A4版（A3は折込）ファイル綴じ」とありますが、これは2穴ファイル等を使用しても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
694	提出書類作成要 領及び様式集	7	提出要領	第3章	3	(2)	②	(15)			「A3版見開き製本」とありますが、これはA3版で印刷した図面を、「図面製本」「観音製本」などと呼ばれる二つ折り背面貼合せ・包み表紙仕上げにてA4版製本のうえ提出すること、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。
695	提出書類作成要 領及び様式集	7	提出要領	第3章	3	(2)	②	(17)			「CD-ROM」はCD-Rにデータを記録したのも可という理解でよろしいでしょうか。また、1枚では容量が足りない恐れがありますが、その場合は複数枚での提出もしくはDVD-Rでの提出も許可していただけますでしょうか。	許可いたします。
696	提出書類作成要 領及び様式集	9	作成要領	第3章	3	(2)					技術提案書、事業提案書及び施設計画図面集の提出部数15部のうち、「14部については社名等を特定できる表現を全て削除すること」とあります。企業名や企業ブランドも技術評価の一要素と考えますので、社名等が特定できても問題ないのではと考えますが如何でしょうか。	14部に社名を入れないのは、審査委員の企業に対する個人的な先入観等を審査結果から排除するための措置です。提出要領書を遵守願います。
697	提出書類作成要 領及び様式	09	シミュレーション	第3章	3	(2)	②				「シミュレーション」とは何を指すのでしょうか。具体的に御教示願います。	計算式のある表（様式IV-4Aなど）を指します。
698	提出書類作成要 領及び様式	9	提案書における社	第3章	3	②					様式Ⅲ、Ⅳ及び施設計画図面集については、1部社名入り、14部社名なしとされていますが、P17～18（様式Ⅱ-1）の入札時提出書類一覧表の「様式Ⅲ技術提案書」の項では、その指示がございませんので、その処置方法をご教示ください。	様式Ⅲの表紙は社名ありが1部、社名なしが14部とします。
699	提出書類作成要 領及び様式集	9	提出要領	第3章	3	(2)	②				「表紙及び中表紙には内容が分かるインデックスを添付すること。」とありますが、これはそれぞれ様式Ⅲ-39-①及び②に必要な事項を記載すればよいのであって、同様式にさらにインデックスを添付する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	技術提案書添付資料の表紙・中表紙にインデックスを付けてください。
700	提出書類作成要 領及び様式集	13	入札参加表明書	様式Ⅰ-2							ここに記載する「商号又は名称」、「所在地」、「代表者名」は、年間委任状を提出している（または提出する）場合は、当該受任者のものを記載するとの理解でよろしいでしょうか。また、他の様式（Ⅰ-3～5、Ⅱ-2～4、Ⅴ-5～6）についても同様の記載がありますので、併せてご教示いただけませんかでしょうか。	ご理解のとおり。
701	提出書類作成要 領及び様式集	14	入札参加者の一覧 表	様式Ⅰ-3							「業種名」とあるのは、入札説明書5～6ページ第3章2(2)①設計企業②建設ⅣⅤ③維持管理企業のいずれかを記載すればよい、という理解でよろしいでしょうか。	業種名は、土木・建築・機械設備・電気設備等を記載。
702	提出書類作成要 領及び様式	21	代替信用補完措置	第4章	様式Ⅱ-1						代替信用補完措置が必要な場合について、『PFI事業者選定基準（案）』の審査内容を踏まえ、具体的に御教示願います。	事業遂行能力に不安があると思われる場合、代替信用補完措置（第三者による履行保証）を提出してください。選定基準（案）の「6. 事業計画に関する事項 1 事業の安全性」において評価します。
703	提出書類作成要 領及び様式集	24	委任状	様式Ⅱ-4							代理人が入札を行う場合、当該委任状に記名、押印するだけで良く、別途代理人の使用印鑑届等の書類の提出は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内容	回答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(7)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
704	提出書類作成要 領及び様式集 (様式IV-2- ①)	89	事業スキーム図								例示されているスキーム図はPFIではなく、DBOのように思料します。もし例示のスキームを想定されているのであればEPC契約(市殿⇔建設JV)及び維持管理契約(市殿⇔SPC)の案をご提示願います。	ホームページに訂正版を載せております。
705	提出書類作成要 領及び様式	89	様式	IV	2	①					SPCと入札参加者の構成員との関係を図示とのことで例示がなされていますが、本例示は明らかにPFI・BTO事業(業務要求水準書)と異なりますが、例示事態を削除いただけませんか	改訂版をホームページで確認願います。
706	提出書類作成要 領及び様式	93	設計及び工事費用 計画A	第4章	様式 IV-4A						本様式には国庫補助金対象額と非補助金額を明示する必要は有りませんか。	明示願います。
707	提出書類作成要 領及び様式	93	設計及び工事費用 計画A	第4章	様式 IV-4A	注4					「金額は千円未満は切捨て」とありますが、消費税等の計算により1,000円未満を切捨てると誤差が大きくなり評価の精度が低下することが懸念されます。「1円未満を切捨て」として戴けないでしょうか。また、消費税についても1,000円未満を切り捨てて記載するのでしょうか。	税抜き金額は千円未満切り捨て、税込み金額は切り捨て無しとします。
708	提出書類作成要 領及び様式集 (様式IV-8- ①B)	105	長期収支計画にお ける消費税								消費税及び地方消費税を除くことになっていますが、消費税支払いのために資金調達する場合、借入・返済・金利を表に含めなくてもよろしいのでしょうか。	書式に示すとおりとします。
709	提出書類作成要 領及び様式	106	様式	IV	8	②	(1)				収入の前提、余裕金運用益とはどのような事を求め想定し記載すれば宜しいでしょうかお示しください	事業者の提案によります。
710	提出書類作成要 領及び様式	106	様式	IV	8	②	(2)				支出の前提、割賦原価は施設整備費の一括払いであれば存在しませんので、削除しても宜しいでしょうか	建設資金の調達経費及び利息(H23~26)は一括払い金には含まれませんので、この金額を記載してください。
711	提出書類作成要 領及び様式集	114	参考資料の閲覧申 込書	様式V- 3							参考資料のリストをご提示下さい。	第8期拡張事業基本計画書、旭町浄水場 地質調査報告書、旭町浄水場測量調査成果、 夕張市配水管布設平面図、場外系施設図面
712	提出書類作成要 領及び様式集	114	参考資料の閲覧申 込書	様式V- 3							参考資料もホームページからダウンロードできるようにしていただきたい。もしくは紙かデータでいただきたい。	閲覧とし、有償配布を希望する場合は市に 確認ください。
713	提出書類作成要 領及び様式	104、 105	長期収支計画① A、B	第4章	様式 IV-8- ①A、 B						「サービスの対価」の内訳(施設整備費、維持管理費、さらにそれらの細目)及びその積算根拠については、どのように記載すれば宜しいでしょうか。長期収支計画①Aに「サービスの対価」の内数として項目を追加して、長期収支計画①Bにその積算根拠を記載することで宜しいでしょうか。	様式IV-4A~5Gがサービス対価の内訳 様式です。
714	様式Ⅲ	48	工事計画(旭町浄水 場)	様式Ⅲ-13-①							電波障害等対策について記載することとなっていますが、業務要求水準書:P.29では、清水沢浄水場のみで行う業務となっています。どちらが正でしょうか。	必要でないと判断した場合は、添付を要し ません。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	質問項目 (タイトル)	対応箇所						内 容	回 答	
				第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など			a、b など
	・入札説明書 ・業務要求水準書 など			第1章、 第2章 など	1、2 など	(1)、(2) など	①、② など	ア、イ など	(ア)、(イ) など	a、b など		
	入札説明書	1	事業の概要	第2章	2	(2)					...	
715	—	—	リスク分担表								リスク分担表は（今回添付資料にないため）、実施方針の資料2が有効であると理解してよろしいでしょうか。 その場合、同表のNo.27（台風、風水害によるリスク）はNo.26（天災等によるリスク）に準ずると読み替えてよろしいでしょうか（事業契約書（案）別紙4-1（1）より）。	前段：実施方針（市ホームページ）を参照ください。 後段：回答674のとおり。
716	書の添付資料	別紙 13	(参考) 清水沢浄水場改修平面図にある雨水排水管の移設について								新設浄水場配置図の左側にある雨水排水管(想定)は、浄水等の工事開始前に撤去および移設は可能でしょうか。そして、そうすることによって不具合を生じることはないのでしょうか？また 埋設深さ等の詳細がわかる図面があれば提示していただけないでしょうか。	雨水管を撤去移設する場合は仮設配管が必要です。埋設深さは現地で確認ください。
717	(実施方針)		リスク分担表								リスク分担表が今回公表文書にありませんが、どのように捕らえればよろしいでしょうか。	実施方針（市ホームページ）を参照ください。
718	その他										公表資料を更新される際は、更新版であることを当該資料に記載していただけますようお願いいたします。	指摘のとおりとします。